

宮城県地域防災計画 新旧対照表（案）

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

平成31年1月

宮城県防災会議幹事会議

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	第1章 総則	第1章 総則	
4	<p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第5 基本方針</p> <p>3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きた場合、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。 そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する必要がある。</p> <p>4 被災者等への適時・的確な情報伝達 大規模地震発生時においては、地震及び津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。 (略)</p> <p>6 二次災害の防止 大規模地震の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。 (略)</p>	<p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第5 基本方針</p> <p>3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きた場合、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。 そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。</p> <p>4 被災者等への適時・的確な情報伝達 大規模地震発生時においては、地震及び津波の被害、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。 (略)</p> <p>6 二次災害の防止 大規模地震の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。 (略)</p>	防災基本計画の修正
5	<p>8 要配慮者への対応 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。 そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。 (略)</p>	<p>8 要配慮者への対応 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。 そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。 (略)</p>	記述の適正化 防災基本計画の修正 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）		修正後	備考
10	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】 (略) 市町村 (略) (6) 避難の指示、勧告_____及び <u>避難所</u> の開設 (略)	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】 (略) 市町村 (略) (6) 避難の指示、勧告 <u>の発令</u> 及び <u>指定避難所等</u> の開設 (略)		業務大綱の修正
11	【指定地方行政機関】 (略) 東北経済産業局 (1) 工業用水道の <u>応急・復旧対策</u> (略)	【指定地方行政機関】 (略) 東北経済産業局 (1) 工業用水道の <u>応急復旧</u> (略)		
12	関東東北産業保安監督部東北支部 (1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 <u>及び</u> <u>応急復旧対策</u> <u>新設</u> (2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導	関東東北産業保安監督部東北支部 (1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の <u>応急復旧対策</u> (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導		
13	仙台管区気象台 (1) 気象、地象、 <u>水象</u> の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (略)	仙台管区気象台 (1) 気象、地象、 <u>地動</u> 及び <u>水象</u> の観測 <u>並びに</u> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説 (略)		
	【指定公共機関】 (略) 日本放送協会仙台放送局 灾害情報等の放送	【指定公共機関】 (略) 日本放送協会仙台放送局 気象予報・警報、灾害情報等の放送		

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
20	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>(略)</p> <p>その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18基)が設置されている。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>(略)</p> <p>その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18箇所)が設置されている。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
42	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進</p> <p>1 山地災害危険地区の整備方針</p> <p>山地災害危険地区とは、林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊・地すべり・土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のことであり、それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分（※危険度の高低によりAランクからCランクに区分）される。</p> <p>県は、山地災害危険地区に相当する範囲を示した図面等を公表するとともに、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地災害危険地区Aランク箇所を優先とした治山対策について計画的に推進する。</p> <p>2 山地災害危険地区の啓発活動</p> <p>山地災害危険地区は、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を市町村に周知することで、自主避難の判断や市町村の行う警戒避難態勢の確立に資することを目的としている。</p> <p>このため、県は、各種媒体により山地災害危険地区に関する情報提供を行い、市町村に対して市町村地域防災計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れるよう働きかける。</p> <p>第4 地すべり等防止事業</p>	山地災害危険地区に関する記述の追加
	<p>第3 地すべり等防止事業</p> <p>地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は67箇所約2,301.13haが指定されている。</p>	<p>地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は67箇所約2,301.26haが指定されている。</p>	時点修正
	<p>第4 急傾斜地崩壊防止施設</p>	<p>第5 急傾斜地崩壊防止施設</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
43	<p>(略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として<u>371</u>箇所を指定しており、指定面積は<u>483.898ha</u>に及んでいる。</p> <p>第5 砂防設備 (略)</p> <p>第6 治山施設 山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊危険地、<u>はげ山移行地</u>などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林の<u>もつ</u>防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。 国及び県は、地震後には、必要に応じて既設治山施設について点検を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として<u>372</u>箇所を指定しており、指定面積は<u>484.182ha</u>に及んでいる。</p> <p>第6 砂防設備 (略)</p> <p>第7 治山事業 山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊危険地_____などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林の_____防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。 国及び県は、地震後には、必要に応じて既設治山施設について点検を実施する。</p>	時点修正
44	<p>第7 農業施設等 (略)</p> <p>第8 宅地造成規制 (略)</p> <p>第9 液状化対策の推進 1 液状化対策等の実施 液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくとも、地盤の支持力がなくなつて建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、県、市町村及び各施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、_____浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。</p>	<p>第8 農業施設等 (略)</p> <p>第9 宅地造成規制 (略)</p> <p>第10 液状化対策の推進 1 液状化対策等の実施 液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくとも、地盤の支持力がなくなつて建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、県、市町村及び各施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、<u>地形分類</u>や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。</p>	記述の適正化
45	<p>第11 地盤沈下防止 (略)</p>	<p>第11 地盤沈下防止 (略)</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行(平成30年2月)								修正後								備考								
46	第4節 海岸保全施設等の整備 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設 宮城県の海岸状況(平成28年3月現在)								第4節 海岸保全施設等の整備 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設 宮城県の海岸状況(平成29年3月現在)								時点修正								
	区分 所管別	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設				区分 所管別	海岸線 総延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設													
46					堤 防	護 岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長				堤 防	護 岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長										
国土交通省 水管管理・国土保 全局	m 415,635	m 92,726	m 92,726	m 55,245	m 6,757	m 120	m 66,589	m 415,671		m 92,762	m 53,750	m 8,208	m 160	m 68,499											
港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673	124,599		59,238	20,794	13,055	261	43,433											
農林水産省	29,616	29,831	29,616	20,685	7,670	194	28,355	29,626		29,626	20,762	7,670	194	28,432											
農村振興局	260,018	114,586	98,302	23,094	22,028	336	45,841	259,476		102,609	23,094	22,032	336	45,845											
計	829,868	296,381	279,882	118,173	42,897	904	169,458	829,372		284,235	118,400	50,965	951	186,209											
※閘門・水門には、陸閘を含む 「海岸統計」 平成28年度版(国土交通省水管管理・国土 保全局編)								※閘門・水門には、陸閘を含む 「海岸統計」 平成29年度版(国土交通省水管管理・国土 保全局編)																	
55	第7節 建築物等の耐震化対策 第3 一般建築物 1 建築物の耐震改修の促進 (1) 新築、増改築の建築物 所管行政庁(建築基準法第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻市、 塩竈市、大崎市)は、新築、増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第 12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、 宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の 耐震性能の向上を図る。 (2) 既存の建築物 イ 所管行政庁は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物(昭和56年5月31日以前の 建築基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物 の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づ き、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。 ロ 県は、市町村と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事 業を行う。								第7節 建築物等の耐震化対策 第3 一般建築物 1 既存の建築物の耐震改修の促進 (削除) (削除) (1) 所管行政庁は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物(昭和56年5月31日以前の 建築基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物 の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づ き、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。 (2) 県は、市町村と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事 業を行う。																耐震改修促進と して再整理のた め削除
																	記述の適正化								

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 所管行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、<u>昇降機</u>等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>※ 「特殊建築物」…(略) 「建築設備」…(略) <u>(新規)</u></p> <p>第5 ブロック塀等の安全対策 所管行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀<u>等</u>を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。 また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>※ 宮城県沖地震後の対策 (略) 本県ではこれに加え、建築学会の設計基準<u>(昭和54年4月改正)</u>を指導基準として採用し、指導してきている。 平成14年度にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。 <u>このほか、広告物等の落下防止を指導しており、自動販売機の設置については転倒防止に配慮するよう注意喚起に努めている。</u></p> <p>第6 落下物防止対策 1 調査及び改善指導 所管行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。</p>	<p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 所管行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、<u>防火設備</u>、<u>昇降機</u>等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>※ 「特殊建築物」…(略) 「建築設備」…(略) <u>「防火設備」…(略)</u></p> <p>第5 ブロック塀等の安全対策 所管行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀<u>等</u>を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。 また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>※ 宮城県沖地震後の対策 (略) 本県ではこれに加え、建築学会の設計規準<u>(昭和54年4月改正)</u>を指導基準として採用し、指導してきている。 平成14年度にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。 <u>(削除)</u></p> <p>第6 落下物防止対策 1 調査及び改善指導 所管行政庁は、市街地の沿道に存する広告物や外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。</p>	記述の適正化
60	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部、震災復興・企画部、環境生活部、土木部、企業局)、市町村、関東東北産業保安監督部東北支部、東北電力(株)宮城支店、(一社)宮城県LPGガス協会、塩釜ガス(株)、石巻ガス(株)、古川ガス(株)、東日本電信電話(株)</p>	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部、震災復興・企画部、環境生活部、土木部、企業局)、市町村、関東東北産業保安監督部東北支部、東北地方整備局、東北電力(株)宮城支店、(一社)宮城県LPGガス協会、塩釜ガス(株)、石巻ガス(株)、古川ガス(株)、東日本電信電話(株)</p>	実施機関の追加

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>宮城事業部</p> <p>第2 水道施設</p> <p>1 水道施設の耐震性強化</p> <p>(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、震災時ににおいても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、液状化対策を優先順位を定めて計画的に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8 共同溝・電線共同溝の整備</p> <p>_____県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。</p>	<p>宮城事業部</p> <p>第2 水道施設</p> <p>1 水道施設の耐震性強化</p> <p>(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、震災時ににおいても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに<u>指定避難所</u>、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、液状化対策を優先順位を定めて計画的に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8 共同溝・電線共同溝の整備</p> <p><u>東北地方整備局</u>、県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。</p>	記述の適正化
65	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、<u>避難場所</u>や<u>避難所</u>で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、<u>指定緊急避難場所</u>や<u>指定避難所</u>で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
69			
71	<p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(3)普及・啓発等の実施</p> <p>(略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における災害種別毎の<u>避難場所</u>及び<u>避難路</u>に関する知識 <p>(略)</p>	<p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(3)普及・啓発等の実施</p> <p>(略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における災害種別毎の<u>指定緊急避難場所</u>及び<u>避難路</u>に関する知識 <p>(略)</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>⑥ 家庭内での予防・安全対策 (略) ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や<u>避難所</u>での飼養についての準備 (略)</p> <p>⑦ 災害時によるべき行動 (略) ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、<u>緊急避難場所</u>や<u>避難所</u>での行動 など (略)</p>	<p>⑥ 家庭内での予防・安全対策 (略) ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や<u>指定避難所</u>での飼養についての準備 (略)</p> <p>⑦ 災害時によるべき行動 (略) ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、<u>指定緊急避難場所</u>や<u>指定避難所</u>での行動 など (略)</p>	記述の適正化
79	<p>第11節 地震防災訓練の実施</p> <p>第7 学校等の防災訓練</p> <p>4 学校等が<u>避難場所</u>や<u>避難所</u>となることを想定し、市町村は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。</p> <p>第8 企業の防災訓練</p> <p>2 <u>避難場所</u>として指定されている場合は、地震発生の際、<u>企業</u>が一時的な<u>避難場所</u>となることを想定し、<u>避難場所</u>の運営訓練を実施する (略)</p>	<p>第11節 地震防災訓練の実施</p> <p>第7 学校等の防災訓練</p> <p>4 学校等が<u>指定緊急避難場所</u>や<u>指定避難所</u>となることを想定し、市町村は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。</p> <p>第8 企業等の防災訓練</p> <p>2 <u>企業等の敷地・施設等</u>が<u>指定緊急避難場所</u>として指定されている場合は、地震発生の際に<u>指定緊急避難場所</u>となることを想定し、<u>避難者</u>の受入れ等の訓練等を実施する。 (略)</p>	記述の適正化
80	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>1 県の役割</p> <p>(2) 市町村_____と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。</p> <p>(3) 市町村_____と協力し各種普及啓発事業を通して、自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>(2) 市町村は県_____と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p>	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>1 県の役割</p> <p>(2) 市町村<u>及び関係機関</u>と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。</p> <p>(3) 市町村<u>及び関係機関</u>と協力し各種普及啓発事業を通して、自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>(2) 市町村は県<u>及び関係機関</u>と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画 【地震災害対策編】 新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
85	<p>第13節 ボランティアの受け入れ</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。</p> <p>第4 専門ボランティアの登録</p> <p>平成24年3月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。</p> <p>県は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、市町村要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。</p>	<p>第13節 ボランティアの受け入れ</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。</p> <p>第4 専門ボランティアの登録</p> <p>平成30年4月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の地震などによる二次災害の防止を目的として、その危険性を判定するものである。</p> <p>県は、こうした判定活動にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、市町村要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。</p>	防災基本計画の修正 記述の適正化
88	<p>第14節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応</p>	<p>第14節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応</p>	防災基本計画の修正 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画 【地震災害対策編】 新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
89	<p>の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び市町村は、<u>企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定</u>及び事業継続マネジメント（BCM）構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。</p> <p>(3) 企業の防災力向上対策</p> <p>県及び市町村_____は、_____企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。</p>	<p>の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>（略）</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び市町村は、_____企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定<u>支援</u>及び事業継続マネジメント（BCM）構築<u>支援</u>等の高度なニーズへの対応に取り組む。</p> <p>(3) 企業の防災力向上対策</p> <p>県、市町村及び各業界の民間団体は、<u>企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。</u></p>	防災基本計画の修正 防災基本計画の修正
92	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>（略）</p> <p>また、県は、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、市町村、消防本部等が各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。</p> <p>（略）</p> <p>5 震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>震度情報ネットワークシステム概要図</p>	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>（略）</p> <p>また、県は、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報について、市町村、消防本部等が各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。</p> <p>（略）</p> <p>5 震度情報ネットワークシステムの整備</p> <p>震度情報ネットワークシステム概要図</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行(平成30年2月)	修正後	備考
93	<p>(略) ※2 気象庁震度計 大崎市(旧古川市), 気仙沼市, 柴田町, 松島町, 湧谷町, 栗原市(旧栗駒町), 登米市(旧中田町), 南三陸町(旧志津川町) (気象庁震度計13基のうちネットワークに接続のもの8基) ※3 文部科学省強震計 (以下略)</p> <p>9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等 (略) なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、すでに策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に<u>3ルート</u>を策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。</p>	<p>(略) ※2 気象庁震度計 大崎市(旧古川市), 気仙沼市, 柴田町, 松島町, 湧谷町, 栗原市(旧栗駒町), 登米市(旧中田町), 南三陸町(旧志津川町) (気象庁震度計16基のうちネットワークに接続のもの8基) ※3 防災科学技術研究所強震計 (以下略)</p> <p>9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等 (略) なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、すでに策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に<u>複数ルート</u>を策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。</p>	図の修正
94	<p>第17節 職員の配備体制 第2 県の配備体制 5 県職員の動員配備 (5) 被災市町村への職員の派遣 (略) イ 初動派遣職員</p>	<p>第17節 職員の配備体制 第2 県の配備体制 5 県職員の動員配備 (5) 被災市町村への職員の派遣 (略) イ 初動派遣職員</p>	記述の適正化
105			記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災市町村に収集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p>	<p>被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、<u>指定避難所設置</u>、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災市町村に収集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p>	記述の適正化
112	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>1. <主な実施機関> 県、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局、_____、 自衛隊</p> <p>第1 目的 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備 1. 受入れ体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について_____必要な準備を整える。</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>1. <主な実施機関> 県、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局、<u>仙台管区気象台</u>、 自衛隊</p> <p>第1 目的 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、<u>その実効性の確保に留意する</u>。 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備 1. 受入れ体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について<u>実効性の確保に努め</u>、必要な準備を整える。</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
114	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>2. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>2. (略)</p> <p>3 総務省の被災市町村応援職員確保システム 県は、被災市町村について、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、災害対応業務を支援するための応援職員派遣の必要性等を把握する。 また、県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事道県に対し、把握したニーズ等の情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対策業務を実施することが困難である場</p>	防災基本計画の修正
115			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
116	<p>3 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援 (略)</p> <p>4 相互応援体制の強化充実 (略)</p> <p>第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制 県、国土交通省東北地方整備局及び東北運輸局_____は、災害時のTEC-FORCEの出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCEの災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。</p>	<p>合又は困難であると見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。</p> <p>4 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援 (略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実 (略)</p> <p>第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制 県、国土交通省東北地方整備局、東北運輸局及び仙台管区気象台は、災害時のTEC-FORCEの出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCEの災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。</p>	機関名の追加
119	<p>第20節 医療救護体制_____の整備 ＜主な実施機関＞ 県（保健福祉部）、市町村、医療関係機関_____</p> <p>第1 目的 (略) (新設)</p>	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 ＜主な実施機関＞ 県（保健福祉部）、市町村、医療関係機関、宮城県社会福祉協議会</p> <p>第1 目的 (略) また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。</p>	記述の適正化 実施機関の追加
125	<p>第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (7) 医療関係団体との連携 イ 県は県医師会_____等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等(以下、「医療救護関係団体」という。)の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。 (略)</p> <p>2 市町村の役割 (3) 地域医療関係機関との連携体制 市町村は、地域の医師会_____等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。</p> <p>(4) 医療救護班の編成 イ 市町村は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては都市医師会_____、公的病院等医療機関の協力を得る。市町村独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。</p>	<p>第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (7) 医療関係団体との連携 イ 県は県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等(以下、「医療救護関係団体」という。)の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。 (略)</p> <p>2 市町村の役割 (3) 地域医療関係機関との連携体制 市町村は、地域の医師会、歯科医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。</p> <p>(4) 医療救護班の編成 イ 市町村は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては都市医師会、地区歯科医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。市町村独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。</p>	災害派遣福祉チームの追加等 に伴う修正記述の適正化 機関名の追加 機関名の追加 機関名の追加 機関名の追加

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
126	□ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する(仙台市は <u>県医療整備課</u> へ)。変更した場合も同様とする。	□ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する(仙台市は <u>県医療政策課</u> へ)。変更した場合も同様とする。	記述の適正化
127	第3 情報連絡体制の整備 (略)	第3 <u>医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</u> (略)	記述の適正化
128	第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制 1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備 (4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を_____1か所程度_____、一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。	第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制 1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備 (4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を <u>宮城県医薬品卸組合</u> との「大規模災害における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき1か所設置する。また、必要に応じて一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。	記述の適正化
129	3 マンパワーの確保 (1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会_____と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。	3 薬剤師の確保 (1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び <u>宮城県病院薬剤師会</u> と締結した「災害における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。	記述の適正化
	第7 高齢者、障害者等への福祉支援の広域的な体制の構築 <u>(新設)</u> 県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、_____高齢者、障害者_____等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム_____の派遣体制の構築に努める。 <u>(新設)</u>	第7 福祉支援 体制の整備 大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。 このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係_____団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。 1 災害派遣福祉チームの体制の整備 (1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム 災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。	災害派遣福祉チームの追加等に伴う修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
		<p>(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）</p> <p>イ 県の役割</p> <p>(イ) 災害派遣福祉チームへの職員の派遣を求めるために、社会福祉法人等へ協力を依頼し、職員の派遣に関する協定を締結する。</p> <p>(ロ) 災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他の都道府県との連携体制の整備を行う。</p> <p>(ハ) 災害派遣福祉チームに関する周知・啓発のための活動を行う。</p> <p>ロ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割</p> <p>(イ) 社会福祉法人等からチームに派遣する者として届出のあった者について、チーム員名簿に登録する。</p> <p>(ロ) 災害派遣福祉チームに関する研修を行う。</p> <p>ハ 市町村の役割</p> <p>(イ) 市町村の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。</p> <p>(ロ) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。</p> <p>二 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割 福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。</p>	

宮城県地域防災計画 【地震災害対策編】 新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
		<p>ホ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協力法人施設」という。）の役割 <u>チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を</u> <u>を行う。</u></p> <p><u>(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）</u></p> <p>イ 県の役割</p> <p><u>(イ) 市町村のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。</u></p> <p><u>(ロ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣を要請する。</u></p> <p>ロ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割</p> <p><u>(イ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣についての事前調整を行う。</u></p> <p><u>(ロ) 派遣可能な職員による災害派遣福祉チームの編成を行う。</u></p> <p><u>(ハ) 災害派遣福祉チームとの連絡調整など災害派遣福祉チームの活動をサポートする。</u></p> <p>ハ 市町村の役割</p> <p><u>避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。</u></p> <p>ニ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割</p> <p><u>宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。</u></p> <p>ホ 協力法人施設の役割</p> <p><u>可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。</u></p> <p><u>2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施</u></p> <p>宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。</p> <p>また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。</p>	
133	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナ</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナ</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画 【地震災害対策編】 新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
134	<p>ル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各<u>避難所</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 緊急輸送道路の_____整備 (略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>ル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各<u>指定避難所</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 緊急輸送道路の<u>確保及び</u>整備 (略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備 (略)</p> <p>県及び市町村は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p>
138	<p>第23節 避難対策</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(6) 指定緊急避難場所の指定基準等</p> <p>地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。</p> <p>イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が<u>開設される</u>管理体制を有していること</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>リ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ル (略)</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第3 指定緊急避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(6) 指定緊急避難場所の指定基準等</p> <p>地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。</p> <p>イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所<u>を開設できる</u>管理体制を有していること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p><u>ニ 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>リ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ル (略)</p> <p>ヲ (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画 【地震災害対策編】 新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
144	<p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部, 震災復興・企画部, <u>保健福祉部, 農林水産部, 土木部, 教育庁</u>, 県警察本部, 市町村)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、<u>地</u>震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受け入れるための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急に避難する<u>避難場所</u>と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。 (略)</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備 (2) 物資等の備蓄 市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、<u>避難所ごとに</u>避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。 (略)</p> <p>7 県有施設を<u>避難所</u>とする場合の対応 (略)</p> <p>8 学校等教育施設を<u>避難所</u>とする場合の対応 (略)</p>	<p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部, 震災復興・企画部, <u>環境生活部, 保健福祉部, 農林水産部, 土木部, 教育庁</u>, 県警察本部, 市町村)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地</u>震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受け入れるための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された<u>指定避難所</u>を緊急に避難する<u>指定緊急避難場所</u>と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。 (略)</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備 (2) 物資等の備蓄 市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、<u>指定避難所ごとに</u>避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。 (略)</p> <p>7 県有施設を<u>指定避難所</u>とする場合の対応 (略)</p> <p>8 学校等教育施設を<u>指定避難所</u>とする場合の対応 (略)</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
145	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (5) 避難行動要支援者の移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>緊急避難場所</u>から<u>避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (5) 避難行動要支援者の移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>指定緊急避難場所</u>から<u>指定避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
161	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (5) 避難行動要支援者の移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>緊急避難場所</u>から<u>避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (5) 避難行動要支援者の移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>指定緊急避難場所</u>から<u>指定避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考																		
173	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 東北地方整備局, 仙台管区気象台, 第二管区海上保安本部, _____日本郵便(株)東北支社, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各放送事業者</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等 気象庁は, _____震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に, 震度 4 以上が予想される地域に対し, 緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は, テレビ, ラジオで放送する。なお, 震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は, 地震動特別警報に位置づけられる。 (略)</p> <p>2 緊急地震速報の伝達 気象庁は, _____緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに, 防災関係機関等への提供に努める。また, 放送事業者等の協力を得て, テレビ, ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む), 携帯電話(緊急速報メール機能含む), ワンセグ等を用いて広く住民等への提供に努める。 (略)</p> <p>第3 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>(略)</td><td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td></tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 東北地方整備局, 仙台管区気象台, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, 日本郵便(株)東北支社, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各放送事業者</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等 気象庁は, <u>最大震度</u> 5 弱以上の揺れが予想された場合に, 震度 4 以上が予想される地域に対し, 緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は, テレビ, ラジオで放送する。なお, 震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は, 地震動特別警報に位置づけられる。 (略)</p> <p>2 緊急地震速報の伝達 気象庁は, <u>地震による被害の軽減に資するため</u>, 緊急地震速報を<u>発表し</u>日本放送協会(NHK)に伝達するとともに, <u>関係省庁, 地方公共団体</u>への提供に努める。また, 放送事業者等の協力を得て, テレビ, ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む), 携帯電話(緊急速報メール機能含む), ワンセグ等を用いて広く<u>国民一般</u>への緊急地震速報の提供に努める。 (略)</p> <p>第3 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>(略)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td></tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	実施機関の追加 表現の適正化 表現の適正化
地震情報の種類	発表基準	内容																			
(略)	(略)	(略)																			
震源に関する情報	(略)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																			
地震情報の種類	発表基準	内容																			
(略)	(略)	(略)																			
震源に関する情報	(略)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																			
175	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 東北地方整備局, 仙台管区気象台, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, 日本郵便(株)東北支社, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各放送事業者</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等 気象庁は, <u>最大震度</u> 5 弱以上の揺れが予想された場合に, 震度 4 以上が予想される地域に対し, 緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は, テレビ, ラジオで放送する。なお, 震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は, 地震動特別警報に位置づけられる。 (略)</p> <p>2 緊急地震速報の伝達 気象庁は, <u>地震による被害の軽減に資するため</u>, 緊急地震速報を<u>発表し</u>日本放送協会(NHK)に伝達するとともに, <u>関係省庁, 地方公共団体</u>への提供に努める。また, 放送事業者等の協力を得て, テレビ, ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む), 携帯電話(緊急速報メール機能含む), ワンセグ等を用いて広く<u>国民一般</u>への緊急地震速報の提供に努める。 (略)</p> <p>第3 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>(略)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td></tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 東北地方整備局, 仙台管区気象台, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, 日本郵便(株)東北支社, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各放送事業者</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等 気象庁は, <u>最大震度</u> 5 弱以上の揺れが予想された場合に, 震度 4 以上が予想される地域に対し, 緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は, テレビ, ラジオで放送する。なお, 震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は, 地震動特別警報に位置づけられる。 (略)</p> <p>2 緊急地震速報の伝達 気象庁は, <u>地震による被害の軽減に資するため</u>, 緊急地震速報を<u>発表し</u>日本放送協会(NHK)に伝達するとともに, <u>関係省庁, 地方公共団体</u>への提供に努める。また, 放送事業者等の協力を得て, テレビ, ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む), 携帯電話(緊急速報メール機能含む), ワンセグ等を用いて広く<u>国民一般</u>への緊急地震速報の提供に努める。 (略)</p> <p>第3 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>(略)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td></tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	記述の適正化
地震情報の種類	発表基準	内容																			
(略)	(略)	(略)																			
震源に関する情報	(略)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																			
地震情報の種類	発表基準	内容																			
(略)	(略)	(略)																			
震源に関する情報	(略)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して, 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）			修正後			備考
	震源・震度に関する情報 （略）	（略）	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード), 震度3以上 <u>の</u> 地域名と市町村名を発表。 （略）	震源・震度に関する情報 （略）	（略）	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード), 震度3以上 <u>を観測した</u> 地域名と市町村名を発表。 （略）	
178	第4 災害情報収集・伝達 2 情報の収集 (10) 東北地方整備局_____は、地震の揺れが収まった後に地震の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。			第4 災害情報収集・伝達 2 情報の収集 (10) 東北地方整備局 <u>及び東日本高速道路(株)東北支社</u> は、地震の揺れが収まった後に地震の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。			機関名の追加
186	第2節 災害広報活動 第3 県の広報 1 広報事項 (4) <u>余震</u> , 豪雨, 危険物等による二次災害防止に関する情報 (11) 被災地域及び <u>避難場所</u> 等における犯罪予防等民心安定のための情報			第2節 災害広報活動 第3 県の広報 1 広報事項 (4) 地震, 豪雨, 危険物等による二次災害防止に関する情報 (11) 被災地域及び <u>指定避難所</u> 等における犯罪予防等民心安定のための情報			記述の適正化
188	第4 市町村の広報 1 市町村の広報 (7) <u>余震</u> , 豪雨, 危険物等による二次災害防止に関する情報 (15) 被災地域及び <u>避難場所</u> 等における犯罪予防等民心安定のための情報			第4 市町村の広報 1 市町村の広報 (7) 地震, 豪雨, 危険物等による二次災害防止に関する情報 (15) 被災地域及び <u>指定避難所</u> 等における犯罪予防等民心安定のための情報			記述の適正化
189	第6 防災関係機関の広報 1 警察の広報 (5) 被災地域及び <u>避難場所</u> 等における犯罪予防広報			第6 防災関係機関の広報 1 警察の広報 (5) 被災地域及び <u>指定避難所</u> 等における犯罪予防広報			記述の適正化
195	第3節 防災活動体制 第8 県, 市町村, 国及び関係機関の連携 2 県と市町村との連携 県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合等は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害, <u>避難所</u> 設置, 必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。			第3節 防災活動体制 第8 県, 市町村, 国及び関係機関の連携 2 県と市町村との連携 県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合等は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害, <u>指定避難所</u> 設置, 必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。			記述の適正化
204	第5節 災害救助法の適用 第3 救助の実施の委任 (略)			第5節 災害救助法の適用 第3 救助の実施の委任 (略)			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
205	(新設)	<p>第4 救助実施市</p> <p>救助実施市（法第2条の2第1項に定める市。以下同じ。）の区域内においては、当該救助実施市が救助を実施する。</p> <p>県は、物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行う。</p>	防災基本計画の修正
213	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>(4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の<u>余震</u>に伴う津波等の二次災害の防止を図る。</p>	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>(4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の<u>地震</u>に伴う津波等の二次災害の防止を図る。</p>	記述の適正化
220	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>2 医薬品集積所の設置</p> <p>_____救援物資の医薬品等については、受取りに混乱が生じないように_____医薬品集積所を設ける。一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。</p>	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>2 医薬品集積所の設置</p> <p>県は、救援物資の医薬品等について、受取りに混乱が生じないように宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき一次医薬品集積所を設ける。また、必要に応じて二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受け入れ、救護所、避難所に供給する。</p>	
225	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第2 県の活動</p> <p>2 緊急輸送の対象</p> <p>(2) 第2段階</p> <p>ハ 傷病者及び被災者の<u>被災地外</u>への輸送</p>	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第2 県の活動</p> <p>2 緊急輸送の対象</p> <p>(2) 第2段階</p> <p>ハ 傷病者及び被災者の<u>被災地域外</u>への輸送</p>	防災基本計画の修正
228	<p>第4 防災関係機関の活動</p> <p>5 第二管区海上保安本部の役割</p> <p>(2) 第2段階・・・輸送機能確保期</p> <p>ハ 傷病者及び被災者の<u>被災地外</u>への輸送</p>	<p>第4 防災関係機関の活動</p> <p>5 第二管区海上保安本部の役割</p> <p>(2) 第2段階・・・輸送機能確保期</p> <p>ハ 傷病者及び被災者の<u>被災地域外</u>への輸送</p>	防災基本計画の修正
232	<p>第5 陸上交通の確保</p> <p>3 緊急通行車両の確認</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー</p>	<p>第5 陸上交通の確保</p> <p>3 緊急通行車両の確認</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー</p>	図の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行(平成30年2月)	修正後	備考
234	<p>第6 海上交通の確保</p> <p>3 漁港管理者の役割</p> <p>漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>障害物除去等</u>緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。また、離島の漁港について輸送の確保に努める。</p>	<p>第6 海上交通の確保</p> <p>3 漁港管理者の役割</p> <p>漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動</u>が迅速かつ安全にできるよう努める。また、離島の漁港についても輸送の確保に努める。</p>	防災基本計画の修正
237	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに<u>避難所を開設し</u>、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p>	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに<u>指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し</u>、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p>	記述の適正化
239	<p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(<u>避難場所</u>, <u>避難所</u>)への円滑な誘導に努める。 (略)</p>	<p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(<u>指定緊急避難場所</u>, <u>指定避難所</u>)への円滑な誘導に努める。 (略)</p>	記述の適正化
240	<p>2 市町村は、消防職員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。 <u>(新設)</u></p>	<p>2 市町村は、消防職員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。</p> <p>また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難勧告等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図</p>	記述の追加

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
241	<p>第5 避難所の開設及び運営</p> <p><u>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</u></p> <p>1 <u>避難所の開設</u></p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために<u>避難所</u>を設置する必要があるときは、公共建物等を<u>避難所</u>として開設する。</p> <p>(3) 市町村は、<u>避難所</u>のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>2 <u>避難所の運営</u></p> <p>(1) <u>避難所の管理</u></p> <p>イ <u>適切な運営管理の実施</u></p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。</p> <p>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、<u>避難者、住民、自主防災組織</u>等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>～ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>市町村は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者</u>の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p>	<p><u>るものとする。</u></p> <p>第5 避難所の開設及び運営</p> <p><u>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</u></p> <p>1 <u>指定避難所の開設</u></p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために<u>指定避難所</u>を設置する必要があるときは、公共建物等を<u>指定避難所</u>として開設する。</p> <p>(3) 市町村は、<u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>2 <u>避難所の運営</u></p> <p>(1) <u>避難所の管理</u></p> <p>イ <u>適切な運営管理の実施</u></p> <p>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。</p> <p>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、<u>避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者</u>等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>～ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>市町村は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず<u>食料や水等</u>を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
242	<p>(4) 県による支援</p> <p>イ <u>避難所開設状況の把握</u></p> <p>県は、市町村からの報告により<u>避難所開設</u>の状況を把握する。</p>	<p>(4) 県による支援</p> <p>イ <u>指定避難所開設状況の把握</u></p> <p>県は、市町村からの報告により<u>指定避難所開設</u>の状況を把握する。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行(平成30年2月)	修正後	備考
253	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動</p> <p>2 支援体制の確立と実施</p> <p>(3) 避難所での支援</p> <p>(略)</p> <p>□ 健康状態への配慮</p> <p>(略)</p> <p>特に<u>避難場所</u>での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の設置</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動</p> <p>2 支援体制の確立と実施</p> <p>(3) 避難所での支援</p> <p>(略)</p> <p>□ 健康状態への配慮</p> <p>(略)</p> <p>特に<u>避難所</u>での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>(4) 災害派遣福祉チームの活動</p> <p>高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置</p> <p>(略)</p>	記述の適正化 災害派遣福祉チームの記述を追加
259	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第4 食料</p> <p>2 米穀</p> <p>(2) 供給</p> <p>緊急時における食料(精米)の供給体制略図</p> <pre> graph LR Prefecture[県] -- "要請" --> AFOL[農林水産省政策統括官付穀物課] AFOL -- "要請" --> Outbound[届出事業] AFOL -- "指導" --> Outbound Outbound -- "精米供給" --> Catering[Catering業者] Catering -- "ごはん供給" --> Township[市町村] Township -- "報告" --> AFOL Township -- "要請" --> AFOL </pre> <p>※ → 県を通じて要請する場合 - - - → 県を通じて要請することが困難な場合</p>	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第4 食料</p> <p>2 米穀</p> <p>(2) 供給</p> <p>緊急時における食料(精米)の供給体制略図</p> <pre> graph LR Prefecture[県] -- "要請" --> AFOS[農林水産省] AFOS -- "要請" --> Outbound[届出事業] AFOS -- "指導" --> Outbound Outbound -- "精米供給" --> Catering[Catering業者] Catering -- "ごはん供給" --> Township[市町村] Township -- "報告" --> AFOS Township -- "要請" --> AFOS </pre> <p>※ → 県を通じて要請する場合 - - - → 県を通じて要請することが困難な場合</p>	図の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
268	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>5 (略) <u>(新設)</u></p> <p>6 県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、入港地、搬送地の市町村と相互に協力する。</p> <p>第4 遺体の火葬、埋葬</p> <p>3 県は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺等の調達、遺体の搬送の手配等、市町村の支援を実施する。 また、広域火葬を円滑に実施するための計画を事前に策定し、市町村、火葬場設置者、他都道府県及び国との調整等の必要な措置を講ずる。 なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。</p>	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>5 (略)</p> <p>6 県は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送に係る作業等役務の提供に関する協定」に基づき、次の物品等を確保する。</p> <p>(1) 棺等の葬祭用品</p> <p>(2) 遺体の搬送に要する資機材及び作業等役務</p> <p>(3) 遺体を一時的に安置する施設及び作業等役務</p> <p>7 県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、入港地、搬送地の市町村と相互に協力する。</p> <p>第4 遺体の火葬、埋葬</p> <p>3 県は、「宮城県広域火葬計画」（平成 29 年 2 月策定）に基づき、次の事項に留意し対応する。</p> <p>(1) 被災状況の把握</p> <p>イ 担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整を行う。</p> <p>ロ 被災市町村及び県内の火葬場の被災状況の情報収集を行う。</p> <p>(2) 広域火葬の応援要請</p> <p>イ 県は被災市町村からの応援の要請又は自ら把握した被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定する。</p> <p>ロ 県は広域火葬の実施を決定したときは、受入可能性のある火葬場設置者及び近隣道県に対し広域火葬の応援を依頼する。</p> <p>ハ 県は、県内及び近隣道県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに、国に対し近隣道県以外の都府県への応援要請を依頼する。</p> <p>(3) 火葬場の割振り・調整</p> <p>県は火葬場設置者、近隣道県等からの応援の諾否に関する回答に基づき、被災市町村ごとに応援火葬を割振り当該市町村へ通知するとともに、応援の承諾のあった火葬場設置者、近隣道県等に応援要請の通知を行う。</p> <p>(4) 火葬要員等の手配</p> <p>県は、火葬場設置者から火葬要員や火葬に必要な燃料又は資機材の手配について要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼する。</p> <p>(5) 広域火葬に関連する情報の報告</p>	<p>葬祭用品の供給等の追加</p> <p>「広域火葬計画」に基づく記述に修正</p>

宮城県地域防災計画 【地震災害対策編】 新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
(新規)	<p><u>4 市町村は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</u></p> <p><u>5 市町村は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。</u></p>	<p>県は、広域火葬に関する情報を国に適宜報告する。</p> <p><u>4 市町村は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。</u></p> <p>(1) <u>被災状況の報告</u> 市町村は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。</p> <p>(2) <u>広域火葬の要請</u> 市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。</p> <p>(3) <u>火葬場との調整</u> 市町村は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。</p> <p>(4) <u>遺族への説明</u> 市町村は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。</p> <p>(5) <u>広域火葬の終了</u> イ 市町村は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。 ロ 市町村は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。</p> <p>(6) <u>一時的な埋葬について</u> 市町村は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に基づき、事務を行うこと。</p> <p><u>5 市町村は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</u></p> <p><u>6 市町村は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。</u></p>	
285	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第4 河川管理施設</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検及び二次災害の防止対策 被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。</p>	<p>第 24 節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第4 河川管理施設</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検及び二次災害の防止対策 被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、<u>余震</u>、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。</p> <p>(2) 応急復旧 河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や<u>余震</u>、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</p>	<p>地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、<u>地震</u>、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。</p> <p>(2) 応急復旧 河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や<u>地震</u>、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</p>	記述の適正化
287	<p>第9 空港施設</p> <p>3 旅客対策 仙台国際空港株式会社、各航空会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認する。</p>	<p>第9 空港施設</p> <p>3 旅客対策 仙台国際空港株式会社_____及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導して、名簿等を整えるとともに、空港関連職員の安否を確認する。</p>	記述の適正化
293	<p>第15 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施 県は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、市町村、関係団体との連絡体制整備に努める。</p> <p>2 市町村は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。 なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで<u>被災地の住宅</u>_____について判定を行い、<u>自宅の使用が可能な者</u>については自宅への帰宅を促す。</p>	<p>第15 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施 県は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、市町村、関係団体等との連絡体制整備に努める。</p> <p>2 市町村は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。 なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで<u>住宅等の建築物</u>について判定を行い、<u>危険性が高い建築物</u>については避難を促す。</p>	記述の適正化
310	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>2 水害・土砂災害 (1) 二次災害防止施策の実施 _____降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。</p> <p>(2) 点検の実施 県及び市町村は、_____降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検</p>	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>2 水害・土砂災害 (1) 二次災害防止施策の実施 <u>地震</u>、降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。</p> <p>(2) 点検の実施 県及び市町村は、<u>地震</u>、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検</p>	防災基本計画の修正 防災基本計画の

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>を必要に応じて実施する。</p> <p>7 <u>余震・誘発地震</u> 県及び市町村又は事業者は、<u>余震</u>による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。</p>	<p>を必要に応じて実施する。</p> <p>7 <u>地震・誘発地震</u> 県及び市町村又は事業者は、<u>地震</u>による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。</p>	修正 防災基本計画の修正
315	<p>第30節 ボランティア活動 第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置 (略) この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体<u>等</u>と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。 (略)</p>	<p>第30節 ボランティア活動 第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置 (略) この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。 (略)</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
321	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>3 事業の実施</p> <p>(2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業<u>及び災害廃棄物</u>_____の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>(3) 県は、特定大規模災害等を受けた<u>市町村</u>から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、<u>当該市町村に代わって工事を行う</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 県は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。</p> <p>(5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期限の目安を明示する。</p> <p>(6) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>3 事業の実施</p> <p>(2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、<u>災害廃棄物及び堆積土砂</u>の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>(3) 県は、特定大規模災害等を受けた<u>市町村長</u>から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、<u>当該市町村長に代わって工事を行う</u>ことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。</p> <p>(4) 県及び市町村は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合は、国に要請を行う。</p> <p>(5) 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、国及び独立行政法人水資源機構に要請を行う。</p> <p>(6) 県は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。</p> <p>(7) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期限の目安を明示する。</p> <p>(8) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
326	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第7 資金の貸付け</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>(1) _____低所得世帯_____であること。 (略)</p>	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第7 資金の貸付け</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>(1) <u>貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯</u>であること。 (略)</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画 【地震災害対策編】 新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
332	<p>第3節 住宅復旧支援</p> <p>第4 防災集団移転促進事業の活用</p> <p>3 補助制度等</p> <p>(1) 国の補助</p> <p>以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：<u>_____</u> 3／4 <u>_____</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 住宅復旧支援</p> <p>第4 防災集団移転促進事業の活用</p> <p>3 補助制度等</p> <p>(1) 国の補助</p> <p>以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：<u>イ～ヘは</u> 3／4, <u>ト は1／2</u>)</p> <p>(略)</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<h2>第1章 総則</h2> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第5 基本方針</p> <p>3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きた場合、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。 そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する必要がある。</p> <p>4 被災者等への適時・的確な情報伝達 大規模地震・津波発生時においては、地震及び津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。 (略)</p> <p>6 二次災害の防止 大規模地震・津波の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。 (略)</p> <p>8 要配慮者への対応 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、アレルギー等の慢性疾患有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、津波からの避難後の孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。 そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。 (略)</p>	<h2>第1章 総則</h2> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第5 基本方針</p> <p>3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きた場合、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。 そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。</p> <p>4 被災者等への適時・的確な情報伝達 大規模地震・津波発生時においては、地震及び津波の被害、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。 (略)</p> <p>6 二次災害の防止 大規模地震・津波の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。 (略)</p> <p>8 要配慮者への対応 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、アレルギー等の慢性疾患有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、津波からの避難後の孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。 そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p>
4			
5			

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）		修正後		備考												
11	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・沿岸市町】 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>沿岸市町</td><td>(略) (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに<u>避難所</u>等の開設 (略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	沿岸市町	(略) (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに <u>避難所</u> 等の開設 (略)	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・沿岸市町】 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>沿岸市町</td><td>(略) (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに<u>指定避難所</u>等の開設 (略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	沿岸市町	(略) (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに <u>指定避難所</u> 等の開設 (略)	業務大綱の修正				
(略)	(略)																
沿岸市町	(略) (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに <u>避難所</u> 等の開設 (略)																
(略)	(略)																
沿岸市町	(略) (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに <u>指定避難所</u> 等の開設 (略)																
12	【指定地方行政機関】 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>東北経済産業局</td><td>(1) 工業用水道の<u>応急・復旧対策</u> (略)</td></tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部東北支部</td><td>(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策<u>及び応急復旧対策</u> <u>新設</u> (2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導</td></tr> </table>		(略)	(略)	東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急・復旧対策</u> (略)	関東東北産業保安監督部東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 <u>及び応急復旧対策</u> <u>新設</u> (2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導	【指定地方行政機関】 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>東北経済産業局</td><td>(1) 工業用水道の<u>応急復旧</u> (略)</td></tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部東北支部</td><td>(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の<u>応急復旧対策</u> (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導</td></tr> </table>		(略)	(略)	東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急復旧</u> (略)	関東東北産業保安監督部東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の <u>応急復旧対策</u> (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導	
(略)	(略)																
東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急・復旧対策</u> (略)																
関東東北産業保安監督部東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 <u>及び応急復旧対策</u> <u>新設</u> (2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導																
(略)	(略)																
東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急復旧</u> (略)																
関東東北産業保安監督部東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の <u>応急復旧対策</u> (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導																
13	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>仙台管区気象台</td><td>(1) 気象、地象、<u>水象</u>の観測<u>及び</u>その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	仙台管区気象台	(1) 気象、地象、 <u>水象</u> の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>仙台管区気象台</td><td>(1) 気象、地象、<u>地動</u>及び<u>水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報<u>及び</u>警報等の防災<u>気象</u>情報の発表、伝達及び解説 (略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	仙台管区気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動</u> 及び <u>水象</u> の観測 <u>並びに</u> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説 (略)					
(略)	(略)																
仙台管区気象台	(1) 気象、地象、 <u>水象</u> の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (略)																
(略)	(略)																
仙台管区気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動</u> 及び <u>水象</u> の観測 <u>並びに</u> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説 (略)																
14	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td><td>(略) <u>新設</u></td></tr> </table>		(略)	(略)	東北地方環境事務所	(略) <u>新設</u>	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td><td>(略) (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施</td></tr> </table>		(略)	(略)	東北地方環境事務所	(略) (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施					
(略)	(略)																
東北地方環境事務所	(略) <u>新設</u>																
(略)	(略)																
東北地方環境事務所	(略) (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施																
	【指定公共機関】 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本放送協会仙台放送局</td><td><u>灾害情報等の放送</u></td></tr> </table>		(略)	(略)	日本放送協会仙台放送局	<u>灾害情報等の放送</u>	【指定公共機関】 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本放送協会仙台放送局</td><td>気象予報・警報、灾害情報等の放送</td></tr> </table>		(略)	(略)	日本放送協会仙台放送局	気象予報・警報、灾害情報等の放送					
(略)	(略)																
日本放送協会仙台放送局	<u>灾害情報等の放送</u>																
(略)	(略)																
日本放送協会仙台放送局	気象予報・警報、灾害情報等の放送																

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
18	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制 (略) その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18基)が設置されている。 (略)</p>	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制 (略) その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18箇所)が設置されている。 (略)</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行(平成30年2月)	修正後	備考																																																																																																																	
37	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 本県の海岸保全施設</p> <p>宮城県の海岸状況(平成28年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 所管別</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">要保全海 岸延長</th> <th rowspan="2">海岸保全区 域延長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤 防</th> <th>護 岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全施 設の有効延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 水管管理・国土保 全局</td> <td>m 415,635</td> <td>m 92,726</td> <td>m 92,726</td> <td>m 55,245</td> <td>m 6,757</td> <td>力所 120</td> <td>m 66,589</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>124,599</td> <td>59,238</td> <td>59,238</td> <td>19,149</td> <td>6,442</td> <td>254</td> <td>28,673</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td>29,616</td> <td>29,831</td> <td>29,616</td> <td>20,685</td> <td>7,670</td> <td>194</td> <td>28,355</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>260,018</td> <td>114,586</td> <td>98,302</td> <td>23,094</td> <td>22,028</td> <td>336</td> <td>45,841</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>829,868</td> <td>296,381</td> <td>279,882</td> <td>118,173</td> <td>42,897</td> <td>904</td> <td>169,458</td> </tr> </tbody> </table> <p>※閘門・水門には、陸閘を含む 「海岸統計」 平成28年度版(国土交通省水管管理・国土保全局編)</p>	区分 所管別	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設				堤 防	護 岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長	国土交通省 水管管理・国土保 全局	m 415,635	m 92,726	m 92,726	m 55,245	m 6,757	力所 120	m 66,589	港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673	農林水産省								農村振興局	29,616	29,831	29,616	20,685	7,670	194	28,355	水産庁	260,018	114,586	98,302	23,094	22,028	336	45,841	計	829,868	296,381	279,882	118,173	42,897	904	169,458	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 本県の海岸保全施設</p> <p>宮城県の海岸状況(平成29年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 所管別</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">海岸保全区 域延長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤 防</th> <th>護 岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全施 設の有効延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 水管管理・国土保 全局</td> <td>m 415,671</td> <td>m 92,762</td> <td>m 53,750</td> <td>m 8,208</td> <td>力所 160</td> <td>m 68,499</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>124,599</td> <td>59,238</td> <td>20,794</td> <td>13,055</td> <td>261</td> <td>43,433</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td>29,626</td> <td>29,626</td> <td>20,762</td> <td>7,670</td> <td>194</td> <td>28,432</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>259,476</td> <td>102,609</td> <td>23,094</td> <td>22,032</td> <td>336</td> <td>45,845</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>829,372</td> <td>284,235</td> <td>118,400</td> <td>50,965</td> <td>951</td> <td>186,209</td> </tr> </tbody> </table> <p>※閘門・水門には、陸閘を含む 「海岸統計」 平成29年度版(国土交通省水管管理・国土保全局編)</p>	区分 所管別	海岸線 総延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設				堤 防	護 岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長	国土交通省 水管管理・国土保 全局	m 415,671	m 92,762	m 53,750	m 8,208	力所 160	m 68,499	港湾局	124,599	59,238	20,794	13,055	261	43,433	農林水産省							農村振興局	29,626	29,626	20,762	7,670	194	28,432	水産庁	259,476	102,609	23,094	22,032	336	45,845	計	829,372	284,235	118,400	50,965	951	186,209	時点修正
区分 所管別	海岸線 総延長					要保全海 岸延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設																																																																																																												
		堤 防	護 岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長																																																																																																															
国土交通省 水管管理・国土保 全局	m 415,635	m 92,726	m 92,726	m 55,245	m 6,757	力所 120	m 66,589																																																																																																													
港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673																																																																																																													
農林水産省																																																																																																																				
農村振興局	29,616	29,831	29,616	20,685	7,670	194	28,355																																																																																																													
水産庁	260,018	114,586	98,302	23,094	22,028	336	45,841																																																																																																													
計	829,868	296,381	279,882	118,173	42,897	904	169,458																																																																																																													
区分 所管別	海岸線 総延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設																																																																																																																	
			堤 防	護 岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長																																																																																																														
国土交通省 水管管理・国土保 全局	m 415,671	m 92,762	m 53,750	m 8,208	力所 160	m 68,499																																																																																																														
港湾局	124,599	59,238	20,794	13,055	261	43,433																																																																																																														
農林水産省																																																																																																																				
農村振興局	29,626	29,626	20,762	7,670	194	28,432																																																																																																														
水産庁	259,476	102,609	23,094	22,032	336	45,845																																																																																																														
計	829,372	284,235	118,400	50,965	951	186,209																																																																																																														
42	<p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第5 空港施設</p> <p>1 緊急避難体制の構築</p> <p>(2) 乗客・乗員の安全確保対策</p> <p>_____仙台国際空港株式会社_____は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど、旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。</p>	<p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第5 空港施設</p> <p>1 緊急避難体制の構築</p> <p>(2) 乗客・乗員の安全確保対策</p> <p>東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど、旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。</p>	記述の適正化																																																																																																																	
48	<p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>1 建築物の耐震改修の促進</p> <p>(1) 新築、増改築の建築物</p> <p>所管行政庁(建築基準法第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市)は、新築、増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の</p>	<p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>1 既存の建築物の耐震改修の促進 (削除)</p>	耐震改修促進として再整理のため削除																																																																																																																	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
49	<p><u>耐震性能の向上を図る。</u></p> <p>(2) <u>既存の建築物</u></p> <p>イ 所管行政庁は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物(昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。</p> <p>ロ 県は、市町村と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事業を行う。</p> <p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策</p> <p>所管行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、_____昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>※ 「特殊建築物」…(略) 「建築設備」…(略) <u>(新規)</u></p> <p>第5 ブロック塀等の安全対策</p> <p>所管行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。</p> <p>また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>※ 宮城県沖地震後の対策 (略) 本県ではこれに加え、建築学会の設計基準(昭和54年4月改正)を指導基準として採用し、指導してきている。 平成14年度にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。 このほか、広告物等の落下防止を指導しており、自動販売機の設置については転倒防止に配慮するよう注意喚起に努めている。</p> <p>第6 落下物防止対策 1 調査及び改善指導</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 所管行政庁は、耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物(昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物)について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。</p> <p>(2) 県は、市町村と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事業を行う。</p> <p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策</p> <p>所管行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、<u>防火設備</u>、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>※ 「特殊建築物」…(略) 「建築設備」…(略) <u>「防火設備」…隨時閉鎖式又は作動できるものに限る</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>地震災害対策編の内容であるため削除</p>
			番号の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行(平成30年2月)	修正後	備考
50	<p>所管行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。</p> <p><u>第7</u> 建物内の安全対策 (略)</p> <p><u>第8</u> 高層建築物における安全対策 (略)</p>	<p>所管行政庁は、市街地の沿道に存する広告物や外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。</p> <p><u>第6</u> 建物内の安全対策 (略)</p> <p><u>第7</u> 高層建築物における安全対策 (略)</p>	記述の適正化 番号の修正
52	<p><u>第9</u> 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策 (略)</p> <p><u>第10</u> 文化財の防災対策 (略)</p>	<p><u>第8</u> 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策 (略)</p> <p><u>第9</u> 文化財の防災対策 (略)</p>	
	<p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <pre> graph TD A[震災後対策] --> B[被災建築物及び被災宅地の二次災害] B --> C[被災建築物・宅地危険度判定体制の整備] C --> D[被災建築物・被災度の把握・復旧の要否の判定] D --> E[被災度区分判定技術者の育成] E --> F[民間ボランティアの育成] F --> G[被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の育成] G --> H[行政技術者への技術普及] H --> I[県要綱の整備] I --> J["・市町村要綱の整備 ・市町村における判定コーディネーターの育成 ・市町村における応急危険度判定の位置付けの明確化"] J --> K[被災度区分判定体制の整備] K --> L[被災建築物の被災度の把握・復旧の要否の判定] L --> M[被災度区分判定技術者の育成] M --> N[民間ボランティアの育成] N --> O[被災度区分判定技術者の登録] O --> P[被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の登録] P --> Q[行政技術者への技術普及] Q --> R[民間ボランティアの育成] R --> S[被災宅地の二次災害] S --> T[被災建築物・宅地危険度判定体制の整備] T --> U[被災建築物・被災度の把握・復旧の要否の判定] U --> V[被災度区分判定技術者の育成] V --> W[民間ボランティアの育成] W --> X[被災度区分判定技術者の登録] X --> Y[被災度危険度判定士の登録] Y --> Z[被災宅地危険度判定士の育成] </pre>	<p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <pre> graph TD A[震災後対策] --> B[被災建築物及び被災宅地の二次災害] B --> C[被災建築物・宅地危険度判定体制の整備] C --> D[被災建築物・被災度の把握・復旧の要否の判定] D --> E[被災度区分判定技術者の育成] E --> F[民間ボランティアの育成] F --> G[被災宅地危険度判定士の育成] G --> H[行政技術者への技術普及] H --> I[県要綱の整備] I --> J["・市町村要綱の整備 ・市町村における判定コーディネーターの育成 ・市町村における応急危険度判定の位置付けの明確化"] J --> K[被災度区分判定体制の整備] K --> L[被災建築物の被災度の把握・復旧の要否の判定] L --> M[被災度区分判定技術者の育成] M --> N[民間ボランティアの育成] N --> O[被災度区分判定技術者の登録] O --> P[被災度危険度判定士の登録] P --> Q[被災宅地危険度判定士の育成] Q --> R[行政技術者への技術普及] R --> S[民間ボランティアの育成] S --> T[被災宅地の二次災害] T --> U[被災建築物・宅地危険度判定体制の整備] U --> V[被災建築物・被災度の把握・復旧の要否の判定] V --> W[被災度区分判定技術者の育成] W --> X[民間ボランティアの育成] X --> Y[被災度区分判定技術者の登録] Y --> Z[被災度危険度判定士の登録] </pre>	図の修正
53	<p><u>第7節 ライフライン施設等の予防対策</u></p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 市町村, 関東東北産業保安監督部東北支部, 東北電力(株)宮城支店, (一社)宮城</p>	<p><u>第7節 ライフライン施設等の予防対策</u></p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 市町村, 関東東北産業保安監督部東北支部, 東北地方整備局, 東北電力(株)宮城支店, (一社)宮城</p>	実施機関の追加

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
58	<p>県L Pガス協会、塩釜ガス(株)、石巻ガス(株)、古川ガス(株)、東日本電信電話(株) 宮城事業部</p> <p>第2 水道施設</p> <p>1 水道施設の耐震性強化</p> <p>(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに<u>避難所</u>、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、耐浪性の確保を優先順位を定めて計画的に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8 共同溝・電線共同溝の整備</p> <p>_____県及び沿岸市町は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。</p>	<p>県L Pガス協会、塩釜ガス(株)、石巻ガス(株)、古川ガス(株)、東日本電信電話(株) 宮城事業部</p> <p>第2 水道施設</p> <p>1 水道施設の耐震性強化</p> <p>(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに<u>指定避難所</u>、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、耐浪性の確保を優先順位を定めて計画的に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第8 共同溝・電線共同溝の整備</p> <p><u>東北地方整備局</u>、_____県及び沿岸市町は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。</p>	記述の適正化 機関名の追加
62	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時及び発災が予想される時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、<u>避難場所</u>や<u>避難所</u>で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(3) 普及・啓発の実施</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 避難行動に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> (略) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における<u>避難勧告</u>等の伝達方法 など (略) ⑦ 津波に関する想定・予測の不確実性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること ・ 大津波警報や津波警報は、_____ 	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時及び発災が予想される時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、<u>指定緊急避難場所</u>や<u>指定避難所</u>で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(3) 普及・啓発の実施</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 避難行動に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> (略) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における<u>避難指示(緊急)</u>等の伝達方法 など (略) ⑦ 津波に関する想定・予測の不確実性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること ・ 大津波警報や津波警報は、<u>地震の規模(マグニチュード)</u>が8を超えるような 	記述の適正化 記述の適正化 記述の適正化
64			

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」等と定性的な表現になること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること ・ <u>避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ること</u> <p>(略)</p> <p>⑧ 家庭内での予防・安全対策</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や<u>避難所</u>での飼養についての準備 <p>(略)</p> <p>⑨ 災害時におけるべき行動</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、<u>緊急避難場所や避難所</u>での行動 など <p>(略)</p>	<p>巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること ・ <u>指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること</u> <p>(略)</p> <p>⑧ 家庭内での予防・安全対策</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や<u>指定避難所</u>での飼養についての準備 <p>(略)</p> <p>⑨ 災害時におけるべき行動</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、<u>指定緊急避難場所や指定避難所</u>での行動 など <p>(略)</p>	記述の適正化
71	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック</p> <p>3 具体的かつ実践的な内容</p> <p>県及び沿岸市町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、<u>津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。</u></p>	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック</p> <p>3 具体的かつ実践的な内容</p> <p>県及び沿岸市町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、<u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。</u></p>	防災基本計画の修正
74	<p>第7 学校等の防災訓練</p> <p>5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が<u>避難場所や避難所</u>となることを想定し、沿岸市町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。</p> <p>第8 企業の防災訓練</p> <p>2 津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際、<u>企業が一時的な避難場所</u>となることを想定し、<u>避難場所の運営訓練</u>を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第7 学校等の防災訓練</p> <p>5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が<u>指定緊急避難場所や指定避難所</u>となることを想定し、沿岸市町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。</p> <p>第8 企業等の防災訓練</p> <p>2 <u>企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受け入れ等の訓練等を実施する。</u></p> <p>(略)</p>	記述の適正化
77	<p>第11節 地域における防災体制</p> <p>第3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>1 県の役割</p> <p>(2) 沿岸市町_____と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。</p>	<p>第11節 地域における防災体制</p> <p>第3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>1 県の役割</p> <p>(2) 沿岸市町及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
80	<p>(3) 沿岸市町と協力し各種普及啓発事業を通して自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。</p> <p>2 沿岸市町の役割</p> <p>(2) 沿岸市町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(二) 河川 … 決壊・氾濫</p>	<p>(3) 沿岸市町及び関係機関と協力し各種普及啓発事業を通して自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。</p> <p>2 沿岸市町の役割</p> <p>(2) 沿岸市町は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(二) 河川 … 津波、決壊・氾濫</p>	記述の適正化 記述の適正化 記述の適正化
82	<p>第12節 ボランティアの受け入れ</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び沿岸市町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。</p> <p>第4 専門ボランティアの登録</p> <p>平成24年3月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。</p> <p>1 被災宅地危険度判定</p> <p>被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、その後の余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。</p> <p>県は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、沿岸市町要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。</p>	<p>第12節 ボランティアの受け入れ</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び沿岸市町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びN P O等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する</p> <p>第4 専門ボランティアの登録</p> <p>平成30年4月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。</p> <p>1 被災宅地危険度判定</p> <p>被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、その後の地震などによる二次災害の防止を目的として、その危険性を判定するものである。</p> <p>県は、こうした判定活動にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおして、沿岸市町要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。</p>	防災基本計画の修正 記述の適正化
85	<p>第13節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震・津波発生の際に組織自らが被</p>	<p>第13節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震・津波発生の際に組織自らが被</p>	防災基本計画の

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、<u>防災活動を推進する必要がある。</u></p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施 企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、_____予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。 (略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割 (2) 企業防災の取組支援 県及び沿岸市町は、<u>企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定</u>及び事業継続マネジメント(BCM)構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。</p> <p>(3) 企業の防災力向上対策 県及び沿岸市町_____は、_____企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。</p>	<p>害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u></p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施 企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。 (略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割 (2) 企業防災の取組支援 県及び沿岸市町は、_____企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定<u>支援</u>及び事業継続マネジメント(BCM)構築<u>支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。</u></p> <p>(3) 企業の防災力向上対策 県、沿岸市町及び各業界の民間団体は、<u>企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。</u></p>	<p>修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考																																																																																																																								
89	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 第2 津波の観測・監視体制の整備 3 伝達体制の整備</p> <p>県内津波観測施設等設置箇所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th><th>東北地方整備局</th><th>仙台管区気象台</th><th>県</th><th>市町・消防本部</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>石巻市</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>塩竈市</td><td></td><td></td><td>1</td><td>塩釜地区消防事務組合(1)</td><td>2</td></tr> <tr> <td>気仙沼市</td><td></td><td>1</td><td></td><td>気仙沼市(5)</td><td>6</td></tr> <tr> <td>名取市</td><td></td><td></td><td></td><td>名取市(1)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>松島町</td><td></td><td></td><td></td><td>塩釜地区消防事務組合(1)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td><td></td><td></td><td></td><td>塩釜地区消防事務組合(1)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>南三陸町</td><td></td><td></td><td></td><td>南三陸町(3)</td><td>3</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4</td><td>3</td><td>1</td><td>12</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設置箇所	東北地方整備局	仙台管区気象台	県	市町・消防本部	計	仙台市	2	1			3	石巻市	2	1			3	塩竈市			1	塩釜地区消防事務組合(1)	2	気仙沼市		1		気仙沼市(5)	6	名取市				名取市(1)	1	松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1	七ヶ浜町				塩釜地区消防事務組合(1)	1	南三陸町				南三陸町(3)	3	計	4	3	1	12	20	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 第2 津波の観測・監視体制の整備 3 伝達体制の整備</p> <p>県内津波観測施設等設置箇所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th><th>東北地方整備局</th><th>仙台管区気象台</th><th>-</th><th>市町・消防本部</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>石巻市</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>塩竈市</td><td></td><td></td><td>-</td><td>塩釜地区消防事務組合(1)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>気仙沼市</td><td></td><td></td><td>-</td><td>気仙沼市(5)</td><td>5</td></tr> <tr> <td>名取市</td><td></td><td></td><td></td><td>名取市(1)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>松島町</td><td></td><td></td><td></td><td>塩釜地区消防事務組合(1)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td><td></td><td></td><td></td><td>塩釜地区消防事務組合(1)</td><td>1</td></tr> <tr> <td>南三陸町</td><td></td><td></td><td></td><td>南三陸町(3)</td><td>3</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4</td><td>2</td><td>-</td><td>12</td><td>18</td></tr> </tbody> </table>	設置箇所	東北地方整備局	仙台管区気象台	-	市町・消防本部	計	仙台市	2	1			3	石巻市	2	1			3	塩竈市			-	塩釜地区消防事務組合(1)	1	気仙沼市			-	気仙沼市(5)	5	名取市				名取市(1)	1	松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1	七ヶ浜町				塩釜地区消防事務組合(1)	1	南三陸町				南三陸町(3)	3	計	4	2	-	12	18	時点修正
設置箇所	東北地方整備局	仙台管区気象台	県	市町・消防本部	計																																																																																																																						
仙台市	2	1			3																																																																																																																						
石巻市	2	1			3																																																																																																																						
塩竈市			1	塩釜地区消防事務組合(1)	2																																																																																																																						
気仙沼市		1		気仙沼市(5)	6																																																																																																																						
名取市				名取市(1)	1																																																																																																																						
松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																																						
七ヶ浜町				塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																																						
南三陸町				南三陸町(3)	3																																																																																																																						
計	4	3	1	12	20																																																																																																																						
設置箇所	東北地方整備局	仙台管区気象台	-	市町・消防本部	計																																																																																																																						
仙台市	2	1			3																																																																																																																						
石巻市	2	1			3																																																																																																																						
塩竈市			-	塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																																						
気仙沼市			-	気仙沼市(5)	5																																																																																																																						
名取市				名取市(1)	1																																																																																																																						
松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																																						
七ヶ浜町				塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																																						
南三陸町				南三陸町(3)	3																																																																																																																						
計	4	2	-	12	18																																																																																																																						
90	<p>第3 避難指示(緊急)等の伝達体制の整備 2 沿岸市町の対応 (1) 避難指示(緊急)等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し (略) また、沿岸町村は、躊躇なく<u>避難勧告</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全序をあげた体制の構築に努める。</p>	<p>第3 避難指示(緊急)等の伝達体制の整備 2 沿岸市町の対応 (1) 避難指示(緊急)等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し (略) また、沿岸町村は、躊躇なく<u>避難指示(緊急)</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全序をあげた体制の構築に努める。</p>	記述の適正化																																																																																																																								
95	<p>第16節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 4 総合防災情報システムの機能拡充 (略) また、県は、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、沿岸市町、消防本部等が各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。 (略) 5 震度情報ネットワークシステムの整備</p>	<p>第16節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 4 総合防災情報システムの機能拡充 (略) また、県は、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報について、沿岸市町、消防本部等が各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。 (略) 5 震度情報ネットワークシステムの整備</p>	防災基本計画の修正																																																																																																																								

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行(平成30年2月)	修正後	備考
	<p>震度情報ネットワークシステム概要図</p> <pre> graph TD A[県設置震度計 49箇所 ※1] --> B[市町村庁舎等] C[仙台市震度計 5箇所] --> D[市町村庁舎等] E[気象庁震度計 8箇所 ※2] --> F[市町村庁舎等] G[文科省強震計 14箇所 ※3] --> H[市町村庁舎等] B --> I[表示装置] D --> J[表示装置] F --> K[表示装置] H --> L[表示装置] I --> M((震度情報ネットワークシステム 送受信装置)) J --> M K --> M L --> M M --> N[総合防災情報システム] M --> O[消防庁 (震度4以上)] N --> P[仙台管区気象台] N --> Q[気象庁] P --> R[報道機関/防災関係機関] R --> S[県民] </pre>	<p>震度情報ネットワークシステム概要図</p> <pre> graph TD A[県設置震度計 49箇所 ※1] --> B[市町村庁舎等] C[仙台市震度計 5箇所] --> D[市町村庁舎等] E[気象庁震度計 8箇所 ※2] --> F[市町村庁舎等] G[防災科学技術研究所強震計 14箇所 ※3] --> H[市町村庁舎等] B --> I[表示装置] D --> J[表示装置] F --> K[表示装置] H --> L[表示装置] I --> M((震度情報ネットワークシステム 送受信装置)) J --> M K --> M L --> M M --> N[総合防災情報システム] M --> O[消防庁 (震度4以上)] N --> P[仙台管区気象台] N --> Q[気象庁] P --> R[報道機関/防災関係機関] R --> S[県民] </pre>	図の修正
96	<p>(略)</p> <p>※2 気象庁震度計 大崎市(旧古川市), 気仙沼市, 柴田町, 松島町, 湧谷町, 栗原市(旧栗駒町), 登米市(旧中田町), 南三陸町(旧志津川町) (気象庁震度計13基のうちネットワークに接続のもの8基)</p> <p>※3 文部科学省強震計 (以下略)</p>	<p>(略)</p> <p>※2 気象庁震度計 大崎市(旧古川市), 気仙沼市, 柴田町, 松島町, 湧谷町, 栗原市(旧栗駒町), 登米市(旧中田町), 南三陸町(旧志津川町) (気象庁震度計16基のうちネットワークに接続のもの8基)</p> <p>※3 防災科学技術研究所強震計 (以下略)</p>	記述の適正化
97	<p>9 非常通信体制の整備</p> <p>(1) 非常通信計画の作成等</p> <p>(略)</p> <p>なお, 防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては, 既に策定している県と国の間のルートに併せ, 県と市町村間についても, 国土交通省, 県警察本部, 東北電力株式会社の協力の基に<u>3ルート</u>を策定した。今後, 実践的な通信訓練の実施を行い, 非常通信体制を確立する。</p>	<p>9 非常通信体制の整備</p> <p>(1) 非常通信計画の作成等</p> <p>(略)</p> <p>なお, 防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては, 既に策定している県と国の間のルートに併せ, 県と市町村間についても, 国土交通省, 県警察本部, 東北電力株式会社の協力の基に<u>複数ルート</u>を策定した。今後, 実践的な通信訓練の実施を行い, 非常通信体制を確立する。</p>	記述の適正化
	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備</p> <p>(5) 被災沿岸市町への職員の派遣</p>	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>5 県職員の動員配備</p> <p>(5) 被災沿岸市町への職員の派遣</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
108	<p>イ 初動派遣職員</p> <p>被災沿岸市町に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災沿岸市町の現状及び要望等)を収集し、被災沿岸市町職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災沿岸市町に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p>	<p>イ 初動派遣職員</p> <p>被災沿岸市町に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災沿岸市町の現状及び要望等)を収集し、被災沿岸市町職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。また、県災害対策本部と市町村災害対策本部間の総合調整を行うとともに、必要に応じて、被災沿岸市町に参集した応援自治体間の情報共有と応援方針等の確認等を目的に応援自治体等連絡会議を主催する。</p>	記述の適正化
116	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p><主な実施機関></p> <p>県、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局、_____ 自衛隊</p> <p>第1 目的 (略) このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について_____必要な準備を整える。</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p><主な実施機関></p> <p>県、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局、仙台管区気象台、 自衛隊</p> <p>第1 目的 (略) このため、県、沿岸市町及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、<u>その実効性の確保に留意する。</u> (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について<u>実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</u></p>	<p>実施機関の追加</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
118	第7 他都道府県との応援体制の整備	第7 他都道府県との応援体制の整備	
119	2 (略) (新設)	<p>2 (略)</p> <p>3 総務省の被災市町村応援職員確保システム</p> <p>県は、被災市町について、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、災害対応業務を支援するための応援職員派遣の必要性等を把握する。</p> <p>また、県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事道県に対し、把握したニーズ等の情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
120	<p>3 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援 (略)</p> <p>4 相互応援体制の強化充実 (略)</p> <p>第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制 県、国土交通省東北地方整備局及び東北運輸局_____は、災害時のTEC-FORCEの出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCEの災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。</p>	<p><u>派遣だけでは被災市町において完結して災害対策業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。</u></p> <p>4 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援 (略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実 (略)</p> <p>第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制 県、国土交通省東北地方整備局、<u>東北運輸局及び仙台管区気象台</u>は、災害時のTEC-FORCEの出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCEの災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。</p>	機関名の追加
123	<p>第20節 医療救護体制 の整備 <主な実施機関> 県(保健福祉部)、市町村、医療関係機関</p> <p>第1 目的 (略) (新設)</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (7) 医療関係団体との連携 イ 県は県医師会_____等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等(以下、「医療救護関係団体」という。)の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。 (略)</p> <p>2 沿岸市町の役割 (3) 地域医療関係機関との連携体制 沿岸市町は、地域の医師会_____等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。</p> <p>(4) 医療救護班の編成 イ 沿岸市町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては都市医師会_____、公的病院等医療機関の協力を得る。市町村独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。</p>	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 <主な実施機関> 県(保健福祉部)、市町村、医療関係機関、<u>宮城県社会福祉協議会</u></p> <p>第1 目的 (略) <u>また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。</u></p> <p>第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (7) 医療関係団体との連携 イ 県は県医師会、<u>県歯科医師会</u>等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等(以下、「医療救護関係団体」という。)の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。 (略)</p> <p>2 沿岸市町の役割 (3) 地域医療関係機関との連携体制 沿岸市町は、地域の医師会、<u>歯科医師会</u>等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。</p> <p>(4) 医療救護班の編成 イ 沿岸市町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては都市医師会、<u>地区歯科医師会</u>、公的病院等医療機関の協力を得る。市町村独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。</p>	記述の適正化 実施機関の追加 災害派遣福祉チームの追加等に伴う修正 機関名の追加 機関名の追加 機関名の追加 機関名の追加

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
131	<p>□ 沿岸市町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する(仙台市は<u>県医療整備課</u>へ)。変更した場合も同様とする。</p> <p>第3 情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を_____ 1か所程度、一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。</p>	<p>□ 沿岸市町等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する(仙台市は<u>県医療政策課</u>へ)。変更した場合も同様とする。</p> <p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき 1か所設置する。また、必要に応じて一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。</p>	記述の適正化
132	<p>3 マンパワーの確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会_____と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p>	<p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p>	記述の適正化
133	<p>第7 高齢者、障害者等への福祉支援の広域的な体制の構築 (新設)</p> <p>県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体_____により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、_____高齢者、障害者_____等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム_____の派遣体制の構築に努める。 (新設)</p>	<p>第7 福祉支援体制の整備</p> <p>大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。</p> <p>このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係_____団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。</p> <p>1 災害派遣福祉チームの体制の整備</p> <p>(1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム 災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。</p>	災害派遣福祉チームの追加等に伴う修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
		<p>○ 宮城県災害派遣福祉チームの派遣スキーム</p> <p>宮城県社会福祉協議会（協議会事務局）</p> <p>災害時本部機能</p> <p>宮城県（協議会長：知事）</p> <p>災害時に おける職員の災害 派遣チームへの派 遣に係る 協定締結</p> <p>① チーム派遣要請</p> <p>市町村</p> <p>災害救助法 適用規模の大規 模災害</p> <p>④ 避難所等において福祉的な支援を実施 (主な役割) ・ 避難者の福祉ニーズ把握及び支援を必要とする者のス クリーニング ・ 支援を必要とする者からの相談対応及び介護をする 者への応急的支援</p> <p>② 職員の 派遣要請</p> <p>協力施設法人</p> <p>③ 職員を災害派遣福祉チームに派遣 ・ 職員は職務として災害派遣福祉のチーム活動に従事</p> <p>宮城県災害派遣福祉チーム</p> <p>(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）</p> <p>イ 県の役割</p> <p>(イ) 災害派遣福祉チームへの職員の派遣を求めるために、社会福祉法人等へ協力を依頼し、職員の派遣に関する協定を締結する。</p> <p>(ロ) 災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他の都道府県との連携体制の整備を行う。</p> <p>(ハ) 災害派遣福祉チームに関する周知・啓発のための活動を行う。</p> <p>ロ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割</p> <p>(イ) 社会福祉法人等からチームに派遣する者として届出のあった者について、チーム員名簿に登録する。</p> <p>(ロ) 災害派遣福祉チームに関する研修を行う。</p> <p>ハ 市町村の役割</p> <p>(イ) 市町村の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。</p> <p>(ロ) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。</p> <p>三 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割 福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
		<p>ホ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協力法人施設」という。）の役割 <u>チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を</u> <u>を行う。</u></p> <p><u>(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）</u></p> <p>イ 県の役割</p> <p><u>(イ) 市町村のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。</u></p> <p><u>(ロ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣を要請する。</u></p> <p>ロ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割</p> <p><u>(イ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣についての事前調整を行う。</u></p> <p><u>(ロ) 派遣可能な職員による災害派遣福祉チームの編成を行う。</u></p> <p><u>(ハ) 災害派遣福祉チームとの連絡調整など災害派遣福祉チームの活動をサポートする。</u></p> <p>ハ 市町村の役割</p> <p><u>避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。</u></p> <p>二 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割 <u>宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。</u></p> <p>ホ 協力法人施設の役割 <u>可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。</u></p> <p>2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施 <u>宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。</u> <u>また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。</u></p>	
138	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各<u>避難所</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワー</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各<u>指定避難所</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネット</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
139	<p>クの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 緊急輸送道路の<u>整備</u> (略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>ワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 緊急輸送道路の<u>確保及び整備</u> (略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備 (略)</p> <p>県及び沿岸市町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道 路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓 開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行 う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の 修正</p>
143	<p>第23節 避難対策</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 沿岸市町の対応 (6) 指定緊急避難場所の指定基準等 津波を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。 イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避 難場所が開設される管理体制を有していること</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第3 指定緊急避難場所の確保</p> <p>1 沿岸市町の対応 (6) 指定緊急避難場所の指定基準等 津波を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。 イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避 難場所を開放できる管理体制を有していること。</p>	<p>防災基本計画の 修正</p>
150	<p>第11 津波避難計画の策定</p> <p>1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を参考とする。 住民への周知内容 イ 避難対象地域 ロ <u>避難勧告等</u>を行う具体的な発令基準及び伝達方法 (略)</p>	<p>第11 津波避難計画の策定</p> <p>1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示(緊急)等の具体的な発令基準、避 難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、 その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、避難指示(緊急)等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を参考とする。 住民への周知内容 イ 避難対象地域 ロ <u>避難指示(緊急)</u>等を行う具体的な発令基準及び伝達方法 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
155	<p>第24節 避難受け入れ対策</p> <p><主な実施機関> 県(総務部、震災復興・企画部, 保健福祉部、農林水産部、土木部、教育庁), 県警察本部、沿岸市町</p>	<p>第24節 避難受け入れ対策</p> <p><主な実施機関> 県(総務部、震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部、農林水産部、土木部、教育庁), 県警察本部、沿岸市町</p>	<p>実施機関の追加</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 沿岸市町は、県と連携し、<u>地</u>震・津波による家屋の倒壊、焼失、流出等により住居を喪失した住民等を受け入れるための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 (略)</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備 (2) 物資等の備蓄 沿岸市町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、<u>避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 県有施設を<u>避難所</u>とする場合の対応 (略)</p> <p>8 学校等教育施設を<u>避難所</u>とする場合の対応 (略)</p>	<p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 沿岸市町は、県と連携し、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、</u>地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流出等により住居を喪失した住民等を受け入れるための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 (略)</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備 (2) 物資等の備蓄 沿岸市町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、<u>指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 県有施設を<u>指定避難所</u>とする場合の対応 (略)</p> <p>8 学校等教育施設を<u>指定避難所</u>とする場合の対応 (略)</p>	防災基本計画の修正
172	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(5) <u>避難行動要支援者の移送</u> 沿岸市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>緊急避難場所から避難所へ</u>移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(5) <u>避難行動要支援者の移送</u> 沿岸市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>指定緊急避難場所から指定避難所へ</u>移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
183	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>183 <主な実施機関> 県(総務部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 東北地方整備局, 仙台管区気象台, 第二管区海上保安本部, _____ 日本郵便(株)東北支社, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各放送事業者</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等 気象庁は, _____震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に, 震度 4 以上が予想される地域に対し, 緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は, テレビ, ラジオで放送する。なお, 震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は, 地震動特別警報に位置づけられる。 (略)</p> <p>2 緊急地震速報の伝達 気象庁は, _____緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに, 防災関係機関等への提供に努める。また, 放送事業者等の協力を得て, テレビ, ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む), 携帯電話(緊急速報メール機能含む), ワンセグ等を用いて広く<u>住民等</u>への提供に努める。 (略)</p> <p>第3 津波警報等の伝達</p> <p>2 沿岸市町の対応 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 東北地方整備局, 仙台管区気象台, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, 日本郵便(株)東北支社, 東日本電信電話(株)宮城事業部, 各放送事業者</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等 気象庁は, <u>最大震度</u> 5 弱以上の揺れが予想された場合に, 震度 4 以上が予想される地域に対し, 緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は, テレビ, ラジオで放送する。なお, 震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は, 地震動特別警報に位置づけられる。 (略)</p> <p>2 緊急地震速報の伝達 気象庁は, <u>地震による被害の軽減に資するため</u>, 緊急地震速報を発表し日本放送協会(NHK)に伝達するとともに, <u>関係省庁, 地方公共団体</u>への提供に努める。また, 放送事業者等の協力を得て, テレビ, ラジオ(コミュニティ FM 放送を含む), 携帯電話(緊急速報メール機能含む), ワンセグ等を用いて広く<u>国民一般</u>への緊急地震速報の提供に努める。 (略)</p> <p>第3 津波警報等の伝達</p> <p>2 沿岸市町の対応 (略)</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
185	<p>津波警報等の伝達系統図</p>	<p>津波警報等の伝達系統図</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行(平成30年2月)	修正後	備考
186	<p>注)二重枠の機関は、気象業務法第15条及び同施行令8条の規定に基づく法定伝達先 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>注)二重枠の機関は、気象業務法第15条及び同施行令8条の規定に基づく法定伝達先 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	図の修正

第4 地震・津波情報

1 情報の種類

(1) 津波警報等

イ 津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもと

第4 地震・津波情報

1 情報の種類

(1) 津波警報等

イ 津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもと

記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考																										
	<p>に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に津波警報等を _____ 発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は _____ 数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が 8 を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>	<p>に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード 8 を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等とともに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>																											
187	<p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 津波警報等の留意事項 (口) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</p> <p>(2) 津波情報 イ 津波情報の発表等 _____ 津波警報等を発表した場合には、_____ 津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 津波警報等の留意事項 (口) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。</p> <p>(2) 津波情報 イ 津波情報の発表等 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																					
		数値での発表	定性的表現での発表																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																									
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																								
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																									
	<p>津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)または 2 種類の定性的表現で発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大</p>	情報の種類	発表内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)または 2 種類の定性的表現で発表	(略)	(略)	<p>津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測さ</p>	情報の種類	発表内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表	(略)	(略)	<p>表の修正</p> <p>記述の適正化</p>														
情報の種類	発表内容																												
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)または 2 種類の定性的表現で発表																												
(略)	(略)																												
情報の種類	発表内容																												
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表																												
(略)	(略)																												

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考																																																															
188	<p>波の観測時刻と高さを発表する。 (略)</p> <p>最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td><td>観測された津波の高さ$>1\text{ m}$</td><td>数値で発表</td></tr> <tr><td>観測された津波の高さ$\leq 1\text{ m}$</td><td>「観測中」と発表</td></tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td><td>観測された津波の高さ$\geq 0.2\text{ m}$</td><td>数値で発表</td></tr> <tr><td>観測された津波の高さ$< 0.2\text{ m}$</td><td>「観測中」と発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報</td><td>(すべて数値で発表)</td><td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td></tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推測される沿岸での推定値(第1波の_____到達時刻、最大波の_____到達時刻と_____高さ)を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、_____予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、_____観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。 <p>最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td><td>沿岸で推定される津波の高さ$> 3\text{ m}$</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr> <tr><td>沿岸で推定される津波の高さ$\leq 3\text{ m}$</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿</td></tr> </tbody> </table> <p>最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td><td>1m超</td><td>数値で発表</td></tr> <tr><td>1m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td><td>0.2m以上</td><td>数値で発表</td></tr> <tr><td>0.2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報</td><td>(すべての場合)</td><td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td></tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の<u>推定到達時刻</u>、最大波の<u>推定到達時刻</u>と<u>推定高さ</u>)を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の予報区において沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th><th>沿岸で推定される津波の高さ</th><th>発表内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td><td>3m超</td><td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td></tr> <tr><td>3m以下</td><td>沖合での観測値を「観測中」、沿</td></tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ $>1\text{ m}$	数値で発表	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿	<p>れた最大波の観測時刻と高さを発表する。 (略)</p> <p>最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波警報等の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td><td>1m超</td><td>数値で発表</td></tr> <tr><td>1m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td><td>0.2m以上</td><td>数値で発表</td></tr> <tr><td>0.2m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr> <tr> <td>津波注意報</td><td>(すべての場合)</td><td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td></tr> </tbody> </table> <p>記述の適正化</p>	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																																
大津波警報	観測された津波の高さ $>1\text{ m}$	数値で発表																																																																
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	「観測中」と発表																																																																
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表																																																																
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表																																																																
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																																																
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																																																
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿																																																																
津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																																																
大津波警報	1m超	数値で発表																																																																
	1m以下	「観測中」と発表																																																																
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																																																
	0.2m未満	「観測中」と発表																																																																
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																																																
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																																																
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																																																
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿																																																																
津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																																																
大津波警報	1m超	数値で発表																																																																
	1m以下	「観測中」と発表																																																																
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																																																
	0.2m未満	「観測中」と発表																																																																
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																																																
			表の修正																																																															

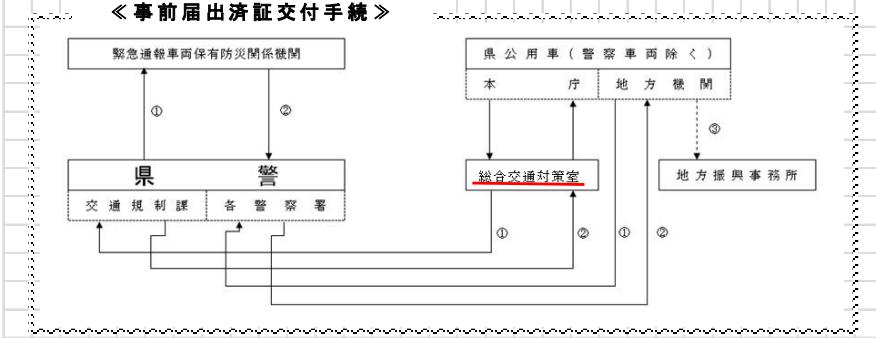
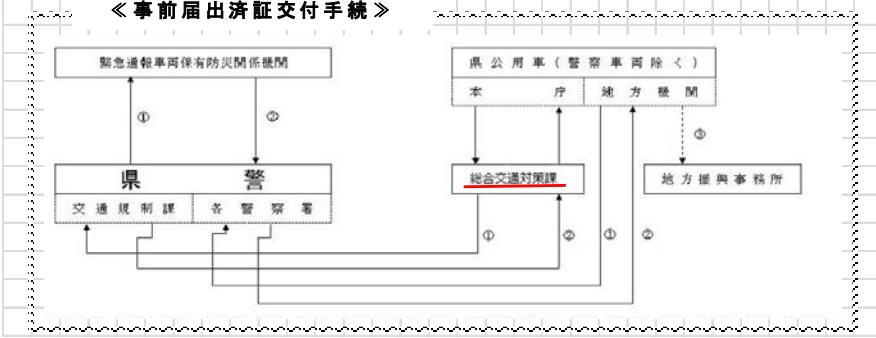
宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）			修正後	備考
189	津波警報	岸での推定値は「 <u>推定中</u> 」と発表		岸での推定値を「 <u>推定中</u> 」と発表	表の削除
		沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<u>1m超</u>	
		沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「 <u>推定中</u> 」と発表	<u>1m以下</u>	
	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	(すべての場合)	
	沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点 (推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準			(削除)	
	<u>全国の警報等の発表状況</u>	<u>発表基準</u>	<u>発表内容</u>		
		より沿岸に近い他の沖合の観測点 (沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表		
	いづれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	<u>上記以外</u>	沖合での観測値を「観測中」と発表		
		(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表		
	(3) 津波予報 _____地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。			(3) 津波予報 気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。	記述の適正化
201	第5 災害情報収集・伝達 2 情報の収集 (10) 東北地方整備局_____は、津波情報の状況を確認のうえ所管施設の点検を実施し被害状況の把握を行う。			第5 災害情報収集・伝達 2 情報の収集 (10) 東北地方整備局及び東日本高速道路(株)東北支社は、津波情報の状況を確認のうえ所管施設の点検を実施し被害状況の把握を行う。	機関名の追加
	第2節 災害広報活動 第3 県の広報 1 広報事項 (4) 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 (11) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報			第2節 災害広報活動 第3 県の広報 1 広報事項 (4) 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 (11) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
203	第4 沿岸市町の広報 1 沿岸市町の広報 (7) <u>余震</u> , 豪雨, 危険物等による二次災害防止に関する情報 (15) 被災地域及び <u>避難場所</u> 等における犯罪予防等民心安定のための情報	第4 沿岸市町の広報 1 沿岸市町の広報 (7) 地震, 豪雨, 危険物等による二次災害防止に関する情報 (15) 被災地域及び <u>指定避難所</u> 等における犯罪予防等民心安定のための情報	記述の適正化
204	第6 防災関係機関の広報 1 警察の広報 (5) 被災地域及び <u>避難場所</u> 等における犯罪予防広報	第6 防災関係機関の広報 1 警察の広報 (5) 被災地域及び <u>指定避難所</u> 等における犯罪予防広報	記述の適正化
210	第3節 防災活動体制 第8 県, 沿岸市町, 国及び関係機関の連携 2 県と沿岸市町との連携 県は, 大規模な災害が発生し, 情報途絶市町村が発生した場合等は, 「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき, 初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害, <u>避難所</u> 設置, 必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため, あらかじめ指定した職員等を派遣する。	第3節 防災活動体制 第8 県, 沿岸市町, 国及び関係機関の連携 2 県と沿岸市町との連携 県は, 大規模な災害が発生し, 情報途絶市町村が発生した場合等は, 「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき, 初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害, <u>指定避難所</u> 設置, 必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため, あらかじめ指定した職員等を派遣する。	記述の適正化
219	第5節 災害救助法の適用 第3 救助の実施の委任 (略)	第5節 災害救助法の適用 第3 救助の実施の委任 (略)	
220	(新設)	第4 救助実施市 <u>救助実施市</u> (法第2条の2第1項に定める市。以下同じ。) の区域内においては, 当該救助実施市が救助を実施する。 県は, 物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう, 救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行う。	防災基本計画の修正
228	第7節 救急・救助活動 第6 第二管区海上保安本部の活動 1 (略) (4) 救急・救助活動等に当たっては, 検知器具による危険範囲の確認, 火気使用制限等の危険防止措置を講じ, 火災, 爆発及びガス中毒, 大規模地震発生後の <u>余震</u> に伴う津波等の二次災害の防止を図る。	第7節 救急・救助活動 第6 第二管区海上保安本部の活動 1 (略) (4) 救急・救助活動等に当たっては, 検知器具による危険範囲の確認, 火気使用制限等の危険防止措置を講じ, 火災, 爆発及びガス中毒, 大規模地震発生後の <u>地震</u> に伴う津波等の二次災害の防止を図る。	記述の適正化
235	第8節 医療救護活動 第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 2 医薬品集積所の設置 <u>救援物資の医薬品等について</u> , 受取りに混乱が生じないように _____ <u>医薬</u>	第8節 医療救護活動 第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 2 医薬品集積所の設置 県は, 救援物資の医薬品等について, 受取りに混乱が生じないように <u>宮城県医薬品卸組合</u> との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき一次医薬品集積所を設ける。また, 必要に応じて二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに設	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	品集積所を設ける。一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。	置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受け入れ、救護所、避難所に供給する。	
240	第10節 交通・輸送活動 第2 県の活動 2 緊急輸送の対象 (2) 第2段階 ハ 傷病者及び被災者の <u>被災地外</u> への輸送	第10節 交通・輸送活動 第2 県の活動 2 緊急輸送の対象 (2) 第2段階 ハ 傷病者及び被災者の <u>被災地外</u> への輸送	
243	第4 防災関係機関の活動 5 第二管区海上保安本部の役割 (2) 第2段階・・・輸送機能確保期 ハ 傷病者及び被災者の <u>被災地外</u> への輸送	第4 防災関係機関の活動 5 第二管区海上保安本部の役割 (2) 第2段階・・・輸送機能確保期 ハ 傷病者及び被災者の <u>被災地外</u> への輸送	防災基本計画の修正
244	第5 陸上交通の確保 3 緊急通行車両の確認 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー	第5 陸上交通の確保 3 緊急通行車両の確認 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー	防災基本計画の修正
247	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー 	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー 	図の修正
249	第6 海上交通の確保 3 漁港管理者の役割 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、 <u>障害物除去等</u> 緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。また、離島の漁港について輸送の確保に努める。	第6 海上交通の確保 3 漁港管理者の役割 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、 <u>国に報告するとともに、障害物除去等を行い</u> 、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。また、離島の漁港についても輸送の確保に努める。	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考																
252	第12節 避難活動 第1 目的 <p>沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに<u>避難所</u>を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p>	第12節 避難活動 第1 目的 <p>沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに<u>指定緊急避難場所</u>の開放及び<u>指定避難所</u>を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p>	記述の適正化																
256	第2 津波の警戒 <p>1 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報等・地震及び津波に関する情報等を県総合防災情報システム(MIDORI)により県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。_____</p>	第2 津波の警戒 <p>1 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報等・地震及び津波に関する情報等を県総合防災情報システム(MIDORI)により県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。特に、<u>特別警報に位置づけられる大津波警報の通報を受けたときは直ちに通知する。</u></p>	記述の適正化																
257	第4 避難指示(緊急)等の内容及び周知 <p>3 避難の措置と周知</p> <p>情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>どのような手段で</td><td>(略) <津波注意報標識> (略) <津波警報標識_____> (略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	どのような手段で	(略) <津波注意報標識> (略) <津波警報標識_____> (略)	第4 避難指示(緊急)等の内容及び周知 <p>3 避難の措置と周知</p> <p>情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>どのような手段で</td><td>(略) <津波注意報標識> (略) <津波警報標識及び大津波警報標識> (略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	どのような手段で	(略) <津波注意報標識> (略) <津波警報標識及び大津波警報標識> (略)	記述の適正化
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
どのような手段で	(略) <津波注意報標識> (略) <津波警報標識_____> (略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
どのような手段で	(略) <津波注意報標識> (略) <津波警報標識及び大津波警報標識> (略)																		
	第5 避難誘導 <p>1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(<u>避難場所</u>, <u>避難所</u>)への円滑な誘導に努める。 (略)</p> <p>3 (略) また、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者</p>	第5 避難誘導 <p>1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(<u>指定緊急避難場所</u>, <u>指定避難所</u>)への円滑な誘導に努める。 (略)</p> <p>3 (略) また、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者</p>	記述の適正化 防災基本計画の																

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
258	<p>等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第 6 避難所の開設及び運営</p> <p><u>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</u></p> <p>1 <u>避難所の開設</u></p> <p>(1) 沿岸市町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を<u>避難所として開設する。</u></p> <p>(3) 沿岸市町は、<u>避難所のライフラインの回復に時間を見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>2 <u>避難所の運営</u></p> <p>(1) <u>避難所の管理</u></p> <p>イ <u>適切な運営管理の実施</u></p> <p>沿岸市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。</p> <p>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。</p> <p>ヘ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>沿岸市町は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず<u>食事のみ受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等</u>に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者<u>の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について沿岸市町に提供する。</u></p> <p>(4) 県による支援</p> <p>イ <u>避難所開設状況の把握</u></p> <p>県は、沿岸市町からの報告により<u>避難所開設の状況を把握する。</u></p>	<p>等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第 6 避難所の開設及び運営</p> <p><u>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</u></p> <p>1 <u>指定避難所の開設</u></p> <p>(1) 沿岸市町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を<u>指定避難所として開設する。</u></p> <p>(3) 沿岸市町は、<u>指定避難所のライフラインの回復に時間を見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>2 <u>避難所の運営</u></p> <p>(1) <u>避難所の管理</u></p> <p>イ <u>適切な運営管理の実施</u></p> <p>沿岸市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。</p> <p>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有した外部支援者</u>等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。</p> <p>ヘ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>沿岸市町は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず<u>食料や水等を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等</u>に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者<u>の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について沿岸市町に提供する。</u></p> <p>(4) 県による支援</p> <p>イ <u>指定避難所開設状況の把握</u></p> <p>県は、沿岸市町からの報告により<u>指定避難所開設の状況を把握する。</u></p>	<p>修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p>
260	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動</p> <p>2 支援体制の確立と実施</p> <p>(3) 避難所での支援</p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動</p> <p>2 支援体制の確立と実施</p> <p>(3) 避難所での支援</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
272	<p>(略) □ 健康状態への配慮 (略) 特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 応急仮設住宅の設置</u> (略)</p>	<p>(略) □ 健康状態への配慮 (略) 特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p><u>(4) 災害派遣福祉チームの活動</u> 高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。</p> <p><u>(5) 応急仮設住宅の設置</u> (略)</p>	記述の適正化 災害派遣福祉チームの記述を追加
277	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第4 食 料</p> <p>2 米穀</p> <p>(2) 供給</p> <p>緊急時における食料(精米)の供給体制略図</p> <pre> graph TD Prefecture -- "要請" --> Ministry Ministry -- "要請" --> Business Ministry -- "指導" --> Business Business -- "精米供給" --> Restaurant Restaurant -- "ごはん供給" --> City City -- "報告" --> Prefecture City -.-> Ministry </pre> <p>※ → 市町村を通じて要請する場合 - - - → 市町村を通じて要請することが困難な場合</p>	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第4 食 料</p> <p>2 米穀</p> <p>(2) 供給</p> <p>緊急時における食料(精米)の供給体制略図</p> <pre> graph TD Prefecture -- "要請" --> Ministry Ministry -- "要請" --> Business Ministry -- "指導" --> Business Business -- "精米供給" --> Restaurant Restaurant -- "ごはん供給" --> City City -- "報告" --> Prefecture City -.-> Ministry </pre> <p>※ → 市町村を通じて要請する場合 - - - → 市町村を通じて要請することが困難な場合</p>	図の修正
287	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>5 (略)</p> <p>6 県は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送に係る作業等役務の提供に関する協定」に基づき、次の物品等を</p>	葬祭用品の供給等の追加

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
(新規)	<p>6 県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、入港地、搬送地の市町村と相互に協力する。</p> <p>第4 遺体の火葬、埋葬</p> <p>3 県は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺等の調達、遺体の搬送の手配等、沿岸市町の支援を実施する。</p> <p>また、広域火葬を円滑に実施するための計画を事前に策定し、市町村、火葬場設置者、他都道府県及び国との調整等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>確保する。</p> <p>(1) 棺等の葬祭用品</p> <p>(2) 遺体の搬送に要する資機材及び作業等役務</p> <p>(3) 遺体を一時的に安置する施設及び作業等役務</p> <p>7 県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、入港地、搬送地の市町村と相互に協力する。</p> <p>第4 遺体の火葬、埋葬</p> <p>3 県は、「宮城県広域火葬計画」（平成 29 年 2 月策定）に基づき、次の事項に留意し対応する。</p> <p>(1) 被災状況の把握</p> <p>イ 担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整を行う。</p> <p>ロ 被災市町及び県内の火葬場の被災状況の情報収集を行う。</p> <p>(2) 広域火葬の応援要請</p> <p>イ 県は被災市町からの応援の要請又は自ら把握した被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定する。</p> <p>ロ 県は広域火葬の実施を決定したときは、受入可能性のある火葬場設置者及び近隣道県に対し広域火葬の応援を依頼する。</p> <p>ハ 県は、県内及び近隣道県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに、国に対し近隣道県以外の都府県への応援要請を依頼する。</p> <p>(3) 火葬場の割振り・調整</p> <p>県は火葬場設置者、近隣道県等からの応援の諾否に関する回答に基づき、被災市町ごとに応援火葬を割振り当該市町へ通知するとともに、応援の承諾のあった火葬場設置者、近隣道県等に応援要請の通知を行う。</p> <p>(4) 火葬要員等の手配</p> <p>県は、火葬場設置者から火葬要員や火葬に必要な燃料又は資機材の手配について要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼する。</p> <p>(5) 広域火葬に関連する情報の報告</p> <p>県は、広域火葬に関連する情報を国に適宜報告する。</p> <p>4 沿岸市町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。</p> <p>(1) 被災状況の報告</p> <p>沿岸市町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。</p> <p>(2) 広域火葬の要請</p> <p>沿岸市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。</p> <p>(3) 火葬場との調整</p>	「広域火葬計画」に基づく記述に修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>4 沿岸市町は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p> <p>5 沿岸市町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。</p>	<p><u>沿岸市町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。</u></p> <p>(4) 遺族への説明 <u>沿岸市町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。</u></p> <p>(5) 広域火葬の終了 イ 沿岸市町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。 ロ 沿岸市町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。</p> <p>(6) 一時的な埋葬について <u>沿岸市町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に基づき、事務を行うこと。</u></p> <p>5 沿岸市町は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p> <p>6 沿岸市町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。</p>	
301	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第2 交通対策</p> <p>2 海上及び航空 (略) 東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社_____は、津波の襲来するおそれがある場合、速やかに空港の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある旨を周知する。</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第2 交通対策</p> <p>2 海上及び航空 (略) <u>東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び関係者は、津波の襲来するおそれがある場合、速やかに空港の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある旨を周知する。</u></p>	記述の適正化
304	<p>第5 河川管理施設</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検及び二次災害の防止対策 被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。 地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。</p>	<p>第5 河川管理施設</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 点検及び二次災害の防止対策 被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。 地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
306	<p>(2) 応急復旧 河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や<u>余震</u>、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</p> <p>第8 空港施設 3 旅客対策 (1) 乗客・乗員の安全確保 _____仙台国際空港株式会社、各航空会社及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p>	<p>(2) 応急復旧 河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や<u>地震</u>、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</p> <p>第8 空港施設 3 旅客対策 (1) 乗客・乗員の安全確保 東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社_____及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p>	記述の適正化
310	第14 被災宅地に関する <u>応急</u> 危険度判定などの実施 (略)	第14 被災宅地に関する <u>危険度</u> 判定などの実施 (略)	記述の適正化
327	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策 第2 二次災害の防止活動 2 水害・土砂災害 (1) 二次災害防止施策の実施 津波浸食箇所の_____降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。 特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。 (2) 点検の実施 県及び沿岸市町は、_____降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。 6 余震・誘発地震 県及び沿岸市町又は事業者は、<u>余震</u>による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。 8 現場作業者への配慮 県及び沿岸市町又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、<u>余震</u>による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。</p>	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策 第2 二次災害の防止活動 2 水害・土砂災害 (1) 二次災害防止施策の実施 津波浸食箇所の<u>地震</u>、降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。 特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。 (2) 点検の実施 県及び沿岸市町は、<u>地震</u>、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。 6 地震・誘発地震 県及び沿岸市町又は事業者は、<u>地震</u>による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。 8 現場作業者への配慮 県及び沿岸市町又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、<u>地震</u>による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p>
332	<p>第30節 ボランティア活動 第2 一般ボランティア 1 災害ボランティアセンターの設置 (略)</p>	<p>第30節 ボランティア活動 第2 一般ボランティア 1 災害ボランティアセンターの設置 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・NGO法人等のボランティア団体<u>等と</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。 (略)</p>	<p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・NGO法人等のボランティア団体及びN P O等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。 (略)</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
338	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>3 事業の実施</p> <p>(2) 県、沿岸市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業及び災害廃棄物_____の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>(3) 県は、特定大規模災害等を受けた沿岸市町から要請があり、かつ当該沿岸市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、<u>当該沿岸市町に代わって工事を行う。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、県及び沿岸市町は、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。</p> <p>(5) 県は、津波浸水に伴い土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。</p> <p>(6) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期限の目安を明示する。</p> <p>(7) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災沿岸市町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>3 事業の実施</p> <p>(2) 県、沿岸市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、<u>災害廃棄物及び堆積土砂</u>の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>(3) 県は、特定大規模災害等を受けた沿岸市町長から要請があり、かつ当該沿岸市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、<u>当該沿岸市町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</u></p> <p>(4) 県及び沿岸市町は、<u>重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧</u>に対して、<u>実施に高度な技術又は機械力を要する工事</u>で国の権限代行制度による支援が必要な場合は、<u>国に要請を行う。</u></p> <p>(5) 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の<u>一級河川又は二級河川</u>における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、<u>実施に高度な技術又は機械力を要する工事</u>で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、<u>国及び独立行政法人水資源機構に要請を行う。</u></p> <p>(6) 津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、県及び沿岸市町は、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。</p> <p>(7) 県は、津波浸水に伴い土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。</p> <p>(8) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期限の目安を明示する。</p> <p>(9) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災沿岸市町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
344	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第6 資金の貸付け</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>(1) _____低所得世帯_____であること。 (略)</p>	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第6 資金の貸付け</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>(1) <u>貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯</u>であること。 (略)</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表(案)

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
350	<p>第3節 住宅復旧支援 第4 防災集団移転促進事業の活用 3 補助制度等 (1) 国の補助 　以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：<u>_____</u> 3／4 <u>_____</u>) 　(略)</p>	<p>第3節 住宅復旧支援 第4 防災集団移転促進事業の活用 3 補助制度等 (1) 国の補助 　以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：<u>イ～ヘは</u> 3／4, <u>ト は</u> 1／2) 　(略)</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	第1章 総則	第1章 総則	
	第1節 計画の目的と構成	第1節 計画の目的と構成	
2	第5 基本方針 3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となつてゐるほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する必要がある。 (略)	第5 基本方針 3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となつてゐるほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。 (略)	防災基本計画の修正
3	6 二次災害の防止 大規模災害の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。 (略) 8 要配慮者への対応 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。 そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、災害時要援護者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。	6 二次災害の防止 大規模災害の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。 (略) 8 要配慮者への対応 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。 そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。	記述の適正化 記述の適正化
9	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】 (略) 市町村 (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに避難所等の開設	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】 (略) 市町村 (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに指定避難所等の開設	業務大綱の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）		修正後		備考
	(略)		(略)		
【指定地方行政機関】					
10	(略)	(略)	(略)	(略)	
	東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急・復旧対策</u>	東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急復旧</u>	
	関東東北産業保安監督部東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 <u>及び応急復旧対策</u> <u>（新設）</u> (2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導	関東東北産業保安監督部東北支部	(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策 (2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の <u>応急復旧対策</u> (3) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導	
11	(略)	(略)	(略)	(略)	
	仙台管区気象台	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災 <u>情報</u> の発表、伝達及び解説 (略)	仙台管区気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報 <u>及ひ</u> 警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び解説 (略)	
12	(略)	(略)	(略)	(略)	
	東北地方環境事務所	(略) <u>（新設）</u>	東北地方環境事務所	(5) 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施	
【指定公共機関】					
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	日本放送協会仙台放送局	災害情報等の放送	日本放送協会仙台放送局	気象予報・警報、災害情報等の放送	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
19	<p>第3節 県の概況</p> <p>第2 地勢</p> <p>7 交 通</p> <p>(1) 道 路</p> <p>本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,385.3km)，さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,171.7km)，一般県道(1,135.9km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(21,440.2km)で構成されており、総延長は平成27年3月末現在で25,133.1kmとなっている。</p> <p>(2) 鉄 道</p> <p>県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線(松島接続線を含む)，常磐線の3路線が南北に走り、仙石線等6路線が、仙台市、美里町を中心に東西に走っている。営業キロは平成29年3月末現在で新幹線124.8km，在来線424.1kmに及んでいる。</p> <p>また、<u>その他の私鉄</u>については、県南部に、阿武隈急行線(県内営業キロ25.5km)，県中部に、仙台空港線(営業キロ7.1km)，市営鉄道については、仙台市内に地下鉄南北線(営業キロ14.8km)，地下鉄東西線(営業キロ13.9km)が走っている。</p> <p>(3) 空 港</p> <p>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>平成29年10月現在、国内定期便は、国内9都市(札幌、成田、小松、名古屋、大阪、神戸、<u>　</u>広島、福岡、沖縄)，国際定期便は、海外5都市(ソウル、グアム、北京、上海、台北)への路線が開設されている。</p> <p>なお、平成28年における輸送実績は、旅客数が316万人、<u>　</u>貨物量は6千トンであった。</p> <p>(4) 港 湾</p> <p>本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として気仙沼港、女川港など7港がある。</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成27年で4,545万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,262万トンである。</p>	<p>第3節 県の概況</p> <p>第2 地勢</p> <p>7 交 通</p> <p>(1) 道 路</p> <p>本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,400.0km)，さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,175.1km)，一般県道(1,141.1km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(25,670.7km)で構成されており、総延長は平成29年3月末現在で25,386.9kmとなっている。</p> <p>(2) 鉄 道</p> <p>県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線(松島接続線を含む)，常磐線の3路線が南北に走り、仙石線等6路線が、仙台市、美里町を中心に東西に走っている。営業キロは平成30年3月末現在で新幹線124.8km，在来線424.1kmに及んでいる。</p> <p>また、<u>私鉄</u>については、県南部に、阿武隈急行線(県内営業キロ25.5km)，県中部に、仙台空港線(営業キロ7.1km)，市営鉄道については、仙台市内に地下鉄南北線(営業キロ14.8km)，地下鉄東西線(営業キロ13.9km)が走っている。</p> <p>(3) 空 港</p> <p>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>平成30年9月現在、国内定期便は、国内10都市(札幌、成田、小松、名古屋、大阪、神戸、<u>出雲</u>、広島、福岡、沖縄)，国際定期便は、海外4都市(ソウル、<u>　</u>北京、上海、台北)への路線が開設されている。</p> <p>なお、平成29年における輸送実績は、旅客数が337万人、<u>航空機輸送による</u>貨物量は5,824トンであった。</p> <p>(4) 港 湾</p> <p>本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として気仙沼港、女川港など7港がある。</p> <p>港湾における取扱貨物量は平成28年で4,802万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,550万トンである。</p>	時点修正
20	<p>(3) 空 港</p> <p>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>平成29年10月現在、国内定期便は、国内9都市(札幌、成田、小松、名古屋、大阪、神戸、<u>　</u>広島、福岡、沖縄)，国際定期便は、海外5都市(ソウル、グアム、北京、上海、台北)への路線が開設されている。</p> <p>なお、平成28年における輸送実績は、旅客数が316万人、<u>　</u>貨物量は6千トンであった。</p> <p>(4) 港 湾</p> <p>本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として気仙沼港、女川港など7港がある。</p>	<p>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</p> <p>平成30年9月現在、国内定期便は、国内10都市(札幌、成田、小松、名古屋、大阪、神戸、<u>出雲</u>、広島、福岡、沖縄)，国際定期便は、海外4都市(ソウル、<u>　</u>北京、上海、台北)への路線が開設されている。</p> <p>なお、平成29年における輸送実績は、旅客数が337万人、<u>航空機輸送による</u>貨物量は5,824トンであった。</p> <p>(4) 港 湾</p> <p>本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区)及び地方港湾として気仙沼港、女川港など7港がある。</p>	時点修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
26	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1 水害予防対策</p> <p>3 県土保全事業施行 (2) 河川改修事業 ○鳴瀬川 既設の漆沢ダムにより、計画高水流量650m³/secを180m³/secに調節し、水道用水、工業用水及び農業用水の補給を行うとともに上流加美町においては、新たに筒砂子ダム建設により計画高水流量650m³/secを80m³/secに調節し、農業用水の補給並びに発電用水の供給を行う。 さらに、大崎市三本木から河口までの区間については、堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、水衝部等には、護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。 (略) ○名取川 既設の釜房ダムにより、計画高水流量1,650m³/secを800m³/secに調節するとともに、上水道用水、工業用水の補給を行うとともに、発電用水の供給を行う。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強い県土づくり</p> <p>第1 水害予防対策</p> <p>3 県土保全事業施行 (2) 河川改修事業 ○鳴瀬川 既設の漆沢ダムにより、計画高水流量650m³/secを180m³/secに調節し、水道用水、工業用水及び農業用水の補給を行う。さらに上流ダム計画の見直しにより、既設の漆沢ダムを治水専用化し計画高水流量650m³/secを50m³/secに調整するとともに、新たに筒砂子ダム建設により計画高水流量530m³/secを40m³/secに調節し、農業用水の補給並びに発電用水の供給を行う。 下流の大崎市三本木から河口までの区間については、堤防の新設、改築及び低水路の掘削を行い、水衝部等には、護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。 (略) ○名取川 既設の釜房ダムにより、計画高水流量1,650m³/secを850m³/secに調節するとともに、上水道用水、工業用水の補給を行うとともに、発電用水の供給を行う。 仙台市太白区富田より下流については、堤防の新設、改築及び掘削を行うとともに、水衝部等には、護岸、水制を施工する。</p> <p>(略)</p> <p>10 浸水被害軽減地区 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</p> <p>(略)</p> <p>11 防災調整池の設置等 (略)</p> <p>12 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成 (略)</p> <p>13 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築</p>	記述の適正化
30	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>10 防災調整池の設置等 (略)</p> <p>11 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成 (略)</p>		防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
32	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第3 土砂災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>2 現況</p> <p>県内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区をみると、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊<u>土石</u>流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、地すべり危険箇所・地区は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。</p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(3) 市町村の役割</p> <p>イ 市町村地域防災計画において定める事項</p> <p>(略)</p> <p>ニ 上記イ(ロ)のほか、土砂災害に対して安全な<u>避難所</u>の開設・運営体制、<u>避難所</u>開設状況の伝達方法</p> <p>(略)</p>	<p><u>洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 土砂災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>2 現況</p> <p>県内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区をみると、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊<u>土砂</u>流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、地すべり危険箇所・地区は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。</p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(3) 市町村の役割</p> <p>イ 市町村地域防災計画において定める事項</p> <p>(略)</p> <p>ニ 上記イ(ロ)のほか、土砂災害に対して安全な<u>指定緊急避難場所</u>の開放及び<u>指定避難所</u>の開設・運営体制、<u>開設状況の伝達方法</u></p> <p>(略)</p>	修正 記述の適正化
34	<p>(新設)</p>	<p>4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進</p> <p>(1) <u>山地災害危険地区の整備方針</u></p> <p><u>山地災害危険地区とは、林野庁の定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊・地すべり・土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のこと</u>であり、それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊<u>土砂</u>流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分（※危険度の高低によりAランクからCランクに区分）される。</p> <p>県は、<u>山地災害危険地区に相当する範囲を示した図面等を公表するとともに、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地災害危険地区Aランク箇所を優先とした治山対策について計画的に推進する。</u></p> <p>(2) <u>山地災害危険地区の啓発活動</u></p> <p><u>山地災害危険地区は、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を市町村に周知</u></p>	山地災害危険地区に関する記述の追加

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
35	<p><u>4 地すべり等の防止事業</u> (略) 地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は67箇所約<u>2,301.13ha</u>が指定されている。</p> <p>(略)</p> <p><u>5 急傾斜地崩壊防止施設</u> (略) 本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として<u>371箇所</u>を指定しており、指定面積は<u>483.898ha</u>に及んでいる。</p> <p>(略)</p> <p><u>6 砂防設備</u> (略)</p>	<p>することで、自主避難の判断や市町村の行う警戒避難態勢の確立に資することを目的としている。</p> <p>このため、県は、各種媒体により山地災害危険地区に関する情報提供を行い、市町村に対して市町村地域防災計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れるよう働きかける。</p> <p><u>イ 山地災害防止キャンペーン</u></p> <p>毎年5月20日～6月30日は山地災害防止キャンペーン期間となっている。</p> <p>県では特にこの期間に市町村及び住民に対し次のような広報活動を実施する。</p> <p>(イ) 市町村等へのポスター・パンフレットの配布 (ロ) ホームページへの掲載 (ハ) 危険箇所のパトロールの実施</p> <p>ロ 山地災害防止標語及び写真コンクール</p> <p>山地災害の防止、森林や治山事業の効果、防災意識の高揚などを広く国民に呼びかけるため、山地災害防止キャンペーンの関連行事として実施する。</p> <p><u>5 地すべり等の防止事業</u> (略) 地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は67箇所約<u>2,301.26ha</u>が指定されている。</p> <p>(略)</p> <p><u>6 急傾斜地崩壊防止施設</u> (略) 本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として<u>372箇所</u>を指定しており、指定面積は<u>484.182ha</u>に及んでいる。</p> <p>(略)</p> <p><u>7 砂防設備</u> (略) また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木補</p>	時点修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>7 治山施設</u> 山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊危険地、<u>はげ山移行地</u>などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林の<u>もつ</u>防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。</p> <p><u>8 宅地造成規制</u> (略)</p>	<p><u>足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</u></p> <p><u>8 治山事業</u> 山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊危険地_____などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林の<u>もつ</u>防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。</p> <p><u>9 宅地造成規制</u> (略)</p>	修正 記述の適正化
38	<p>第5 風雪害予防対策</p> <p>(略)</p> <p><u>2 現況</u> 本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒(駒ノ湯)（統計期間1983年10月～1997年4月）であり、その値は252cm(1996年3月16日)である(2015年9月現在)。</p> <p>また、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、最大風速(統計期間1926年10月～)の極値は24.0m/s(1997年3月11日)、最大瞬間風速(統計期間1937年1月～)の極値は41.2m/s(1997年3月11日)で、年間最多風向は北北西(平年値:統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数は54.2日(平年値:統計期間1981年～2010年)となっている(2015年9月現在)。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 除雪体制等の整備</u> 道路管理者及び鉄道事業者は、豪雪害時における道路交通及び鉄道交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動</p>	<p>第5 風雪害予防対策</p> <p>(略)</p> <p><u>2 現況</u> 本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点においてこれまでに最も多くの積雪を観測したのは栗駒(駒ノ湯)（統計期間1983年1月～1997年4月）であり、その値は252cm(1996年3月16日)である(2018年8月現在)。</p> <p>また、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、<u>日</u>最大風速(統計期間1926年10月～)の極値は24.0m/s(1997年3月11日)、<u>日</u>最大瞬間風速(統計期間1937年1月～)の極値は41.2m/s(1997年3月11日)で、年間最多風向は北北西(平年値:統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数は54.2日(平年値:統計期間1981年～2010年)となっている(2018年8月現在)。</p> <p><u>3 道路交通障害への事前対策等</u> 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、<u>立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。</u> また、道路管理者は、<u>大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。</u></p> <p><u>4 雪害に関する情報伝達</u> 道路管理者は、<u>通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。</u></p> <p><u>5 除雪体制等の整備</u> 道路管理者、<u>高速道路事業者</u>及び鉄道事業者は、豪雪害時における道路交通及び鉄道交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。</p>	時点修正 防災基本計画の修正 防災基本計画の修正 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
39	<p>を円滑に実施する。 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>4 避難所体制の整備</u> (略)</p> <p><u>5 スキー場利用客対策</u> (略) このため、スキー場を有する市町村では、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時<u>避難所</u>の確保及び救出・救助対策を講じる。</p> <p><u>6 雪崩危険箇所</u> (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>6 集中的な大雪時の対応</u> <u>道路管理者は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするために、地域の実情に応じて待避所等の整備を行うよう努める。</u> <u>また、道路管理者は、集中的な大雪に対し、通行止め時間の最小化を図ることを目的に、関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</u></p> <p><u>7 避難所体制の整備</u> (略)</p> <p><u>8 スキー場利用客対策</u> (略) このため、スキー場を有する市町村では、スキー場利用客の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用客も考慮した一時<u>避難場所</u>の確保及び救出・救助対策を講じる。</p> <p><u>9 雪崩危険箇所</u> (略)</p>	防災基本計画の修正
43	<p>第6 農林水産業災害予防対策</p> <p><u>3 防災措置等</u> (2) 集落の安全確保 　ト 防災営農技術等の普及 　(ホ) 林業対策 森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第6 農林水産業災害予防対策</p> <p><u>3 防災措置等</u> (2) 集落の安全確保 　ト 防災営農技術等の普及 　(ホ) 林業対策 森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。 <u>また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p> <p>(略)</p>	記述の適正化
44	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p><u>2 現況</u> (1) 県内の活火山 火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山<u>の定義とした</u>。</p>	<p>第7 火山災害予防対策</p> <p><u>2 現況</u> (1) 県内の活火山 火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山<u>と定義し直した</u>。 県内では下記3火山が活火山として定義されており、このうち平成21年6月に</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考																				
45	<p>県内では下記3火山が活火山として定義されており、このうち平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として、県内では栗駒山、蔵王山を選定している。</p> <p>(略)</p> <p>3 火山灾害の要因 火山活動に伴い生じる災害は多岐にわたる。予想される現象及び警戒すべき被害は下記のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山現象</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大きな噴石</td><td>(略) 被害は火口周辺の2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>火口湖決壊型の泥流</td><td>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定されている。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	火山現象	概要	大きな噴石	(略) 被害は火口周辺の2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。	(略)	(略)	火口湖決壊型の泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定されている。	(略)	(略)	<p>「火山防災のために監視・観測体制の充実の必要がある火山」として、県内では栗駒山、蔵王山が選定された。</p> <p>(略)</p> <p>3 火山灾害の要因 火山活動に伴い生じる火山現象は多岐にわたる。火山灾害の要因となる主な火山現象及び概要は下記のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山現象</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大きな噴石</td><td>(略) 被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>火口湖決壊型の泥流</td><td>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定している。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	火山現象	概要	大きな噴石	(略) 被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。	(略)	(略)	火口湖決壊型の泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定している。	(略)	(略)	記述の適正化
火山現象	概要																						
大きな噴石	(略) 被害は火口周辺の2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。																						
(略)	(略)																						
火口湖決壊型の泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定されている。																						
(略)	(略)																						
火山現象	概要																						
大きな噴石	(略) 被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。																						
(略)	(略)																						
火口湖決壊型の泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定している。																						
(略)	(略)																						
46	<p>4 防災事業等の推進 (1) 火山灾害警戒地域の指定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th><th>県名</th><th>市町村名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗駒山</td><td>宮城県、岩手県、秋田県</td><td>栗原市、一関市、湯沢市、東鳴瀬村</td></tr> <tr> <td>蔵王山</td><td>宮城県、山形県</td><td>蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市</td></tr> </tbody> </table>	火山名	県名	市町村名	栗駒山	宮城県、岩手県、秋田県	栗原市、一関市、湯沢市、東鳴瀬村	蔵王山	宮城県、山形県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市	<p>4 防災事業等の推進 (1) 火山灾害警戒地域の指定 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th><th>県名</th><th>市町村名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗駒山</td><td>宮城県、岩手県、秋田県</td><td>栗原市、一関市、湯沢市、東成瀬村</td></tr> <tr> <td>蔵王山</td><td>宮城県、山形県</td><td>蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市</td></tr> </tbody> </table>	火山名	県名	市町村名	栗駒山	宮城県、岩手県、秋田県	栗原市、一関市、湯沢市、東成瀬村	蔵王山	宮城県、山形県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市	記述の適正化		
火山名	県名	市町村名																					
栗駒山	宮城県、岩手県、秋田県	栗原市、一関市、湯沢市、東鳴瀬村																					
蔵王山	宮城県、山形県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市																					
火山名	県名	市町村名																					
栗駒山	宮城県、岩手県、秋田県	栗原市、一関市、湯沢市、東成瀬村																					
蔵王山	宮城県、山形県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市																					
47	<p>(2) 防災体制の整備等 イ 火山防災協議会 活火山法第4条に基づき、警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、火山ごとに火山防災協議会を共同で設置することとなっており、平成28年10月現在、栗駒山及び蔵王山で火山防災協議会が設置されている。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 防災体制の整備等 イ 火山防災協議会 活火山法第4条に基づき、警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、火山ごとに火山防災協議会を共同で設置することとなっており、栗駒山及び蔵王山で火山防災協議会が設置されている。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル</p>	記述の適正化																				

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
49	<p>(3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル</p> <p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(イ) 噴火速報</p> <p>仙台管区気象台が、噴火の発生事実を_____発表する情報。噴火の発生を確認後迅速に発表し、登山客や火山周辺の居住者等に身を守る行動を促す。ただし、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合は発表しない。</p> <p>(ロ) 噴火警報</p> <p>仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、_____短時間で火口周辺や居住地区に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。</p> <p>警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」(又は「噴火警報」)、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(又は「火口周辺警報」)として発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。</p> <p>(略)</p> <p>(二) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。また、仙台管区気象台は、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、_____科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表する。</p> <p>噴火警戒レベルは、宮城県内の活火山では蔵王山に運用されている。</p> <p>噴火警報・予報の名称、火山活動_____の状況の一覧表</p>	<p>イ 噴火警報等の種類と発表基準</p> <p>(イ) 噴火速報</p> <p>仙台管区気象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。_____登山者や火山周辺の住民等に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。_____なお、以下の場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合 <p>(ロ) 噴火警報</p> <p>仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、_____発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。</p> <p>「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」(又は「噴火警報」)、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(又は「火口周辺警報」)として発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。</p> <p>(略)</p> <p>(二) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する指標である。</p> <p>各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県、市町村の地域防災計画に定められた火山で運用される。宮城県内の火山では蔵王山で運用されている。また、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、仙台管区気象台が科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表している。</p> <p>噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表</p>	記述の適正化
50	<p>(略)</p> <p>(二) 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>各火山の火山防災協議会においては、平常時から噴火時の避難体制等について共同で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。また、仙台管区気象台は、噴火警戒レベルの引上げや引き下げの基準については、_____科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表する。</p> <p>噴火警戒レベルは、宮城県内の活火山では蔵王山に運用されている。</p> <p>噴火警報・予報の名称、火山活動_____の状況の一覧表</p>	<p>噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
51	<p>(略)</p> <p>(ホ) 降灰予報</p> <p>① 降灰予報(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により<u>住民</u>等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に_____発表。 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 ・18時間先(3時間ごと)までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を明示する。 <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(ホ) 降灰予報</p> <p>① 降灰予報(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により<u>人々の生活</u>等に影響を及ぼす降灰が<u>予想される</u>場合に、<u>定期的(3時間ごと)</u>に発表。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・18時間先(3時間区切り)までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 	記述の適正化
52	<p>(略)</p> <p><u>(一) 火山現象に関する情報等</u></p> <p>(略)</p> <p>③ 週間火山概況</p> <p><u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎週金曜日に発表する。</u></p> <p>④ 月間火山概況</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 噴火に関する火山観測報</p> <p>(略)</p> <p>□ 噴火警報等の通知・通報及び伝達</p> <p>(イ) 噴火警報等(噴火速報・臨時に発表する火山の状況に関する解説情報を含む)</p> <p>a 通報及び伝達の内容</p> <p>(a) 仙台管区気象台</p> <p>仙台管区気象台は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表(伝達)する。また、蔵王山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルの運用を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(c) 市町村</p>	<p>(略)</p> <p><u>(二) 火山ガス予報</u></p> <p><u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ト) 火山現象に関する情報等</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>③ 月間火山概況</p> <p>(略)</p> <p>④ 噴火に関する火山観測報</p> <p>(略)</p> <p>□ 噴火警報等の通知・通報及び伝達</p> <p>(イ) 噴火警報等(噴火速報・臨時に発表する火山の状況に関する解説情報を含む)</p> <p>a 通報及び伝達の内容</p> <p>(a) 仙台管区気象台</p> <p>仙台管区気象台は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、噴火警報等を発表(伝達)する。また、蔵王山についての火山活動の状況に応じた迅速かつ正確な防災対応に資するため、噴火警戒レベルを噴火警報に付して発表する。</p> <p>(略)</p> <p>(c) 市町村</p>	<p>火山ガス予報の記述の追加</p> <p>週間火山概況に関する記述の削除</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
53	<p>知事から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けたときは、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等、登山口等における掲示やレストハウスの管理人を介した情報伝達等により、関係機関、住民及び登山者<u>その他関係のある公私の団体</u>に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 異常現象発見の通報</p> <p>火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報する<u>ものとし</u>、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に通報する。また、市町村長は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光者等に啓発を図る。</p> <p>イ 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等)及びそれに伴う降灰砂等</p> <p>(略)</p>	<p>知事から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けたときは、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等、登山口等における掲示やレストハウスの管理人を介した情報伝達等により、関係機関、住民及び登山者<u>等</u>、各市町村の地域防災計画に定める団体に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 異常現象発見の通報</p> <p>火山に関する異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官に通報する。<u>通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに仙台管区気象台を含む関係機関に通報する。また、市町村長は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光者等に啓発を図る。</u></p> <p>なお、通報を要する異常現象とは、おおむね次の内容のものをいう。</p> <p>イ 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等)及びそれに伴う降灰等</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
54	<p>5 警戒避難体制の整備等</p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>市町村は、県と協力し、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルの設定を推進し、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど、具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画を住民等へ周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>5 警戒避難体制の整備等</p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>市町村は、県と協力し、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベル<u>設定</u>、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど、具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに、当該<u>避難計画</u>に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画を住民等へ周知する。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化

噴火警報等伝達系統図

噴火警報等伝達系統図

図の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
56	<p>仙台管区気象台</p> <p>仙台市消防局</p> <p>東日本旅客鉄道仙台支社</p> <p>東北電力㈱</p> <p>陸上自衛隊東北方面総監部</p> <p>東北地方整備局</p> <p>東北管区警察局</p> <p>宮城県警察本部</p> <p>共同通信社仙台支社</p> <p>河北新報社</p> <p>佛宮城テレビ放送</p> <p>佛東日本放送</p> <p>東北放送㈱</p> <p>東北運輸局</p> <p>日本放送協会仙台放送局</p> <p>第二管区海上保安本部</p> <p>宮城県（危機対策課）</p> <p>消防庁</p> <p>東日本電信電話㈱</p> <p>仙台市消防局</p> <p>第六師団司令部</p> <p>東日本旅客鉄道仙台支社</p> <p>東北電力㈱</p> <p>陸上自衛隊東北方面総監部</p> <p>東北地方整備局</p> <p>東北管区警察局</p> <p>宮城県警察本部</p> <p>共同通信社仙台支社</p> <p>河北新報社</p> <p>佛宮城テレビ放送</p> <p>佛東日本放送</p> <p>東北放送㈱</p> <p>東北運輸局</p> <p>日本放送協会仙台放送局</p> <p>第二管区海上保安本部</p> <p>宮城県（危機対策課）</p> <p>消防庁</p> <p>東日本電信電話㈱</p> <p>※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。 注)二重線の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。 注)二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>仙台管区気象台</p> <p>仙台市消防局</p> <p>第六師団司令部</p> <p>東日本旅客鉄道仙台支社</p> <p>東北電力㈱</p> <p>陸上自衛隊東北方面総監部</p> <p>東北地方整備局</p> <p>東北管区警察局</p> <p>宮城県警察本部</p> <p>共同通信社仙台支社</p> <p>河北新報社</p> <p>佛宮城テレビ放送</p> <p>佛東日本放送</p> <p>東北放送㈱</p> <p>東北運輸局</p> <p>日本放送協会仙台放送局</p> <p>第二管区海上保安本部</p> <p>宮城県（危機対策課）</p> <p>消防庁</p> <p>東日本電信電話㈱</p> <p>※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。 注)二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	
58	第3節 建築物等の予防対策	第3節 建築物等の予防対策	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>第2 防災事業の実施</p> <p>3 特殊建築物、建築設計の防災対策 特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市）は、<u>災害時における火災から人命を保護すること</u>を目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。</p> <p>4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、_____昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。 (略) (新設)</p>	<p>第2 防災事業の実施</p> <p>3 特殊建築物、建築設備の防災対策 特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第35号の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市）は、<u>緊急時に安全な避難ができる</u>ことを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。</p> <p>4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、<u>防火設備</u>、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。 (略) <u>「防火設備」…… 随時閉鎖式又は作動できるものに限る。</u></p>	記述の適正化 防火設備の記述の追加
60	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、震災復興・企画部、環境生活部、土木部、企業局）、市町村、関東東北産業保安監督部東北支部、_____東北電力（株）宮城支店、（一社）宮城県LPGガス協会、仙台市ガス局、塩釜ガス（株）、石巻ガス（株）、古川ガス（株）、東日本電信電話（株）宮城事業部</p> <p>(略)</p> <p>第2 水道施設</p> <p>1 水道施設の安全性強化等 (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに<u>避難所</u>、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。 (略)</p>	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p><主な実施機関> 県（総務部、震災復興・企画部、環境生活部、土木部、企業局）、市町村、関東東北産業保安監督部東北支部、<u>東北地方整備局</u>、東北電力（株）宮城支店、（一社）宮城県LPGガス協会、仙台市ガス局、塩釜ガス（株）、石巻ガス（株）、古川ガス（株）、東日本電信電話（株）宮城事業部</p> <p>(略)</p> <p>第2 水道施設</p> <p>1 水道施設の安全性強化等 (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに<u>指定避難所</u>、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。 (略)</p>	実施機関の追加 記述の適正化
65	<p>第8 共同溝・電線共同溝の整備</p>	<p>第8 共同溝・電線共同溝の整備</p>	機関名の追加

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	_____県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性にも考慮する。	東北地方整備局、県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性にも考慮する。	
66	第5節 防災知識の普及 第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時及び発災が予想される時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 (略)	第5節 防災知識の普及 第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時及び発災が予想される時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、 <u>指定緊急避難場所</u> や <u>指定避難所</u> で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 (略)	記述の適正化
67	第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (3) 普及・啓発の実施 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略) ② 避難行動に関する知識 ・ 各地域における災害種別毎の <u>避難場所</u> 及び避難路に関する知識 (略) ③ 家庭内での予防・安全対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や <u>避難所</u> での飼養についての準備 (略) ④ 災害時にとるべき行動 ・ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、 <u>避難場所</u> や <u>避難所</u> での行動 など	第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (3) 普及・啓発の実施 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略) ② 避難行動に関する知識 ・ 各地域における災害種別毎の <u>指定緊急避難場所</u> 及び避難路に関する知識 (略) ③ 家庭内での予防・安全対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や <u>指定避難所</u> での飼養についての準備 (略) ④ 災害時にとるべき行動 ・ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、 <u>指定緊急避難場所</u> や <u>指定避難所</u> での行動 など	記述の適正化
76	第6節 防災訓練の実施 第7 学校等の防災訓練 (略) 4 学校等が <u>避難場所</u> や <u>避難所</u> となることを想定し、市町村は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。	第6節 防災訓練の実施 第7 学校等の防災訓練 (略) 4 学校等が <u>指定緊急避難場所</u> や <u>指定避難所</u> となることを想定し、市町村は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>第8 企業等の防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に<u>避難場所・避難所</u>となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営の訓練等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4 _____市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</p> <p>5 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。</p> <p>6 _____市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</p>	<p>第8 企業等の防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に<u>指定緊急避難場所・指定避難所</u>となることを想定し、避難者の受入れや<u>避難所運営</u>の訓練等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</p> <p>5 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり</u>、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、<u>水害や土砂災害</u>に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。</p> <p>6 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</p>	記述の適正化 防災基本計画の修正 防災基本計画の修正 防災基本計画の修正
78	<p>第7節 地域における防災体制</p> <p>第3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>1 県の役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村_____と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研究会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。</p> <p>(3) 市町村_____と協力し各種普及啓発事業を通して、自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 地域における防災体制</p> <p>第3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>1 県の役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村<u>及び関係機関</u>と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。また、女性の積極的な参加を促し、女性リーダーの育成に努める。</p> <p>(3) 市町村<u>及び関係機関</u>と協力し各種普及啓発事業を通して、自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>(略)</p>	記述の追加 記述の追加
79	<p>(2) 市町村は県_____と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するため、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p>	<p>(2) 市町村は県<u>及び関係機関</u>と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するため、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。</p>	記述の追加

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
80	<p>(略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>2 災害発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</p> <p>(イ) 市街地 火災, 落下物, 危険物</p> <p>(ロ) 山間部, 起伏の多いところ がけ崩れ, 地すべり</p>	<p>(略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>2 災害発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</p> <p>(イ) 市街地 冠水, 火災, 落下物, 危険物</p> <p>(ロ) 山間部, 起伏の多いところ 土石流, がけ崩れ, 地すべり</p>	記述の適正化
83	<p>第8節 ボランティアの受入れ</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。</p>	<p>第8節 ボランティアの受入れ</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。</p>	防災基本計画の修正
86	<p>第9節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>防災活動を推進する必要がある。</u></p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。<u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供</u></p>	<p>第9節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u></p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める<u>とともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
87	<p>給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>特に、<u>洪水</u>浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市町村長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。</p> <p>(5) 地下街・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施</p> <p>_____市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のために活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき、自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画の作成に際しては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くように努める。</p> <p>また、_____市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。</p>	<p>供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>特に、<u>_____</u>浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市町村長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。</p> <p>(5) 地下街・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施</p> <p><u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のために活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき、自衛防災組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画の作成に際しては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くように努める。</p> <p>また、<u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び市町村は、<u>企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)構築等に向けた企業からのニーズへの対応</u>に取り組む。</p> <p>(3) 企業の防災力向上対策</p> <p>県及び市町村_____は、_____企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。</p>	<p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び市町村は、<u>企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応</u>に取り組む。</p> <p>(3) 企業の防災力向上対策</p> <p>県、市町村及び各業界の民間団体は、<u>企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
91 93	<p>第10節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>(略)</p> <p>また、県は、各関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、市町村、消防本部等が各種災害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。</p> <p>(略)</p> <p>8 非常通信体制の整備</p> <p>(1) 非常通信計画の作成等</p> <p>(略)</p> <p>なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、すでに策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に<u>3</u>ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。</p>	<p>第10節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充</p> <p>(略)</p> <p>また、県は、各関係機関が横断的に共有すべき防災情報について、市町村、消防本部等が各種災害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。</p> <p>(略)</p> <p>8 非常通信体制の整備</p> <p>(1) 非常通信計画の作成等</p> <p>(略)</p> <p>なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、すでに策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に<u>複数</u>ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p>
103	<p>第11節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>4 県職員の動員配備</p> <p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 職員の配備体制</p> <p>第2 県の配備体制</p> <p>4 県職員の動員配備</p> <p>(5) 被災市町村への職員の派遣</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>イ 初動派遣職員</p> <p>被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等)を収集し、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、防災FAX(市町村被害状況報告要領に基づく報告様式)又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。</p>	<p>イ 初動派遣職員</p> <p>被災市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報(人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等)を収集し、被災市町村職員に代わって宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、防災FAX(市町村被害状況報告要領に基づく報告様式)又は持参した衛星携帯電話により、地方支部及び地域部等に報告する。</p>	記述の適正化
110	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p><主な実施機関></p> <p>県、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局、_____</p> <p>自衛隊</p> <p>第1 目的 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について_____必要な準備を整える。 (略)</p>	<p>第13節 相互応援体制の整備</p> <p><主な実施機関></p> <p>県、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局、<u>仙台管区気象台</u>、 自衛隊</p> <p>第1 目的 (略) このため、県、市町村及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、<u>その実効性の確保に留意する</u>。 (略)</p> <p>第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 受入れ体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について<u>実効性の確保に努め</u>、必要な準備を整える。</p> <p>(略)</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
112	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>2 (略) <u>（新設）</u></p>	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務省の被災市町村応援職員確保システム 県は、被災市町村について、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、災害対応業務を支援するための応援職員派遣の必要性等を把握する。 また、県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事道県に対し、把握したニーズ等の情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
114	<p>3 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援 (略)</p> <p>4 相互応援体制の強化充実 (略)</p> <p>114 第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制 県、国土交通省東北地方整備局及び東北運輸局_____は、災害時のTEC-FORCEの出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCEの災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。</p>	<p>員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対策業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。</p> <p>4 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援 (略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実 (略)</p> <p>114 第10 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊：国土交通省)との連携体制 県、国土交通省東北地方整備局、東北運輸局及び仙台管区気象台は、災害時のTEC-FORCEの出動に関し、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、TEC-FORCEの災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実に努める。</p>	機関名の追加
117	<p>第14節 医療救護体制_____の整備 <主な実施機関> 県(保健福祉部)、市町村、医療関係機関_____</p> <p>第1 目的 (略) (新設)</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (7) 医療関係団体との連携 イ 県は県医師会_____等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等(以下、「医療救護関係団体」という。)の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。 (略)</p> <p>2 市町村の役割 (3) 地域医療関係機関との連携体制 市町村は、地域の医師会_____等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。</p> <p>(4) 医療救護班の編成 イ 市町村は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては都市医師会_____、公的病院等医療機関の協力を得</p>	<p>第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 <主な実施機関> 県(保健福祉部)、市町村、医療関係機関、宮城県社会福祉協議会</p> <p>第1 目的 (略) また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (7) 医療関係団体との連携 イ 県は県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等(以下、「医療救護関係団体」という。)の協力を得て、震災時における医療救護体制を確立しておく。 (略)</p> <p>2 市町村の役割 (3) 地域医療関係機関との連携体制 市町村は、地域の医師会、歯科医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。</p> <p>(4) 医療救護班の編成 イ 市町村は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては都市医師会、地区歯科医師会、公的病院等医療機関の協力を得</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>災害派遣福祉チームの追加に伴う文言修正</p> <p>機関の追加</p> <p>機関の追加</p> <p>機関の追加</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
126	<p>る。市町村独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。</p> <p>□ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する(仙台市は県<u>医療整備課</u>へ)。変更した場合も同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 情報連絡体制の整備</p>	<p>る。市町村独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。</p> <p>□ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する(仙台市は県<u>医療政策課</u>へ)。変更した場合も同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備</p>	記述の適正化
128	<p>(略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を_____</p> <p>_____1か所程度、一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。</p> <p>(略)</p> <p>3 マンパワーの確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備</p> <p>(4) 県は県外から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所を<u>宮城県医薬品卸組合</u>との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき1か所<u>設置</u>する。また、必要に応じて一次医薬品集積所から輸送された医薬品を受入れ、仕分け及び管理を行った後、医療救護施設等に供給する二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに1か所程度設置する。</p> <p>(略)</p> <p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び<u>宮城県病院薬剤師会</u>と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p>	災害派遣福祉チームの追加に伴う文言修正 記述の適正化
129	<p>(略)</p> <p>第7 高齢者、障害者等への福祉支援の広域的な体制の構築</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、_____高齢者、障害者_____等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム_____の派遣体制の構築に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第7 福祉支援体制の整備</p> <p>大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。</p> <p>このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。</p> <p>1 災害派遣福祉チームの体制の整備</p> <p>(1) 灾害派遣福祉チームの派遣スキーム</p> <p><u>災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。</u></p>	災害派遣福祉チームの追加に伴う修正 記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
		<pre> graph TD A[宮城県 社会福祉協議会 (協議会事務局)] --> B[宮城県 (協議会長・知事)] B --> C[災害時に おける職員の派遣 派遣子チームへの派 遣に係る 協定(締結)] C --> D[協力施設法人] D --> E[災害時 に受けた 職員の派遣 派遣要請] E --> F[②職員の 派遣要請] F --> G[宮城県災害派遣福祉チーム] G --> H[市町村] H --> I[災害救助法 適用規制の 大規模災害] I --> J[宮城県災害福祉広域支援 ネットワーク協議会] J --> K[福祉関係団体等] K --> L[災害時 本部機能] L --> M[①チーム派遣要請] M --> N[市町村] </pre> <p>○ 宮城県災害派遣福祉チームの派遣スキーム</p> <p>① チーム派遣要請</p> <p>② 職員の派遣要請</p> <p>③ 避難所等において福祉的な支援を実施 (主な役割) 避難者の福祉ニーズ把握及び支援を必要とする者のスクリーニング 支援を必要とする者からの相談対応及び介護を要する者の訪問的支援</p> <p>④ 真島を災害派遣福祉チームに派遣 ・ 真島は職務として災害派遣福祉のチーム活動に従事</p> <p>（2）災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）</p> <p>イ 県の役割</p> <p>(イ) 災害派遣福祉チームへの職員の派遣を求めるために、社会福祉法人等へ協力を依頼し、職員の派遣に関する協定を締結する。</p> <p>(ロ) 災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他の都道府県との連携体制の整備を行う。</p> <p>(ハ) 災害派遣福祉チームに関する周知・啓発のための活動を行う。</p> <p>ロ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割</p> <p>(イ) 社会福祉法人等からチームに派遣する者として届出のあった者について、チーム員名簿に登録する。</p> <p>(ロ) 災害派遣福祉チームに関する研修を行う。</p> <p>ハ 市町村の役割</p> <p>(イ) 市町村の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。</p> <p>(ロ) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。</p> <p>ニ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割</p> <p>福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。</p> <p>ホ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
		<p>力法人施設」という。)の役割</p> <p>チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力をを行う。</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）</p> <p>イ 県の役割</p> <p>(イ) 市町村のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。</p> <p>(ロ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣を要請する。</p> <p>ロ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割</p> <p>(イ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣についての事前調整を行う。</p> <p>(ロ) 派遣可能な職員による災害派遣福祉チームの編成を行う。</p> <p>(ハ) 災害派遣福祉チームとの連絡調整など災害派遣福祉チームの活動をサポートする。</p> <p>ハ 市町村の役割</p> <p>避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。</p> <p>ニ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割</p> <p>宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。</p> <p>ホ 協力法人施設の役割</p> <p>可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。</p> <p>2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施</p> <p>宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。</p> <p>また、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。</p>	
130	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p>	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
131	<p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各<u>避難所</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 緊急輸送道路の_____整備</p> <p>(略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各<u>指定避難所</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>2 緊急輸送道路の<u>確保及び</u>整備</p> <p>(略)</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>県及び市町村は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p>
134	第16節 避難対策 第2 避難誘導体制 市町村は避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者_____等の協力を得つつ、あらかじめ、避難勧告等の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。	第16節 避難対策 第2 避難誘導体制 市町村は避難勧告等について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台等の協力を得つつ、あらかじめ、避難勧告等の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。	機関の追加
135	第3 避難場所の確保 1 市町村の対応 (6) 指定緊急避難場所の指定基準等 (略) 指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。 イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 (略)	第3 指定緊急避難場所の確保 1 市町村の対応 (6) 指定緊急避難場所の指定基準等 (略) 指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。 イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所 <u>を開放できる</u> 管理体制を有していること。 (略)	記述の適正化
138	第6 避難誘導体制の整備	第6 避難誘導体制の整備	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>5 避難勧告等の発令対象区域の設定</p> <p>(1) 水害</p> <p>_____ 洪水予報河川と水位周知河川については、_____</p> <p>_____ 水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、<u>避難勧告等の発令区域を設定する。</u></p> <p>また、その他河川については、_____</p> <p>_____ 地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。</p> <p>(略) (新設)</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>_____ 土砂災害の避難勧告等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂災害に関するメッシュ情報で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。</p> <p>(3) 高潮灾害</p> <p>_____ 避難勧告等の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。</p> <p>ただし、高潮浸水想定区域は中小規模の高潮を対象としたものではないため、 _____ 市町村は、 _____ 中小規模の高潮により浸水が想定される</p>	<p>5 避難勧告等の発令対象区域の設定</p> <p>(1) 水害</p> <p>市町村は、<u>洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</u>また、<u>避難勧告等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、_____ 区域を設定する。</u></p> <p>_____ その他河川については、<u>氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。</u>また、<u>避難勧告等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等についてわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</u></p> <p>国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>市町村は、<u>土砂災害の避難勧告等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂災害に関するメッシュ情報で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。</u>また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。</p> <p>(3) 高潮灾害</p> <p>市町村は、<u>避難勧告等の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。</u></p> <p><u>高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。</u>そのため市町村は、<u>高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の追加</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>避難勧告等を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</u></p>	
142	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部、震災復興・企画部、_____保健福祉部、農林水産部、土木部、教育庁)、県警察本部、市町村</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、_____風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れるための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された<u>避難所</u>を緊急に避難する<u>緊急避難場所</u>と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。 (略)</p>	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部、震災復興・企画部、<u>環境生活部</u>、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育庁)、県警察本部、市町村</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れるための指定避難所として、避難受入れ施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 (略)</p> <p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 市町村は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された<u>指定避難所</u>を緊急に避難する<u>指定緊急避難場所</u>と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。 (略)</p>	実施機関の追加
143	<p>5 指定避難所の施設・設備の整備 (2) 物資等の備蓄</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、<u>避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u> (略)</p> <p>7 県有施設を<u>避難所</u>とする場合の対応 (略)</p> <p>8 学校等教育施設を<u>避難所</u>とする場合の対応</p>	<p>5 指定避難所の施設・設備の整備 (2) 物資等の備蓄</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、<u>指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u> (略)</p> <p>7 県有施設を<u>指定避難所</u>とする場合の対応 (略)</p> <p>8 学校等教育施設を<u>指定避難所</u>とする場合の対応</p>	防災基本計画の修正 記述の適正化
144			記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
159	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 2 要配慮者の災害予防対策 (5) 避難行動要支援者の移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>緊急避難場所</u>から<u>避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 2 要配慮者の災害予防対策 (5) 避難行動要支援者の移送 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>指定緊急避難場所</u>から<u>指定避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p>	記述の適正化
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）			修正後			備考																								
189	第1節 防災気象情報の伝達 第2 防災気象情報 1 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報			第1節 防災気象情報の伝達 第2 防災気象情報 1 防災気象情報及びその活用			防災気象情報の追加及び情報の活用について追加																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th colspan="2">概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td><td>・・・</td><td>・・・</td></tr> <tr> <td>高潮特別警報</td><td colspan="2">台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。 <u>(新設)</u></td></tr> </tbody> </table>			種類	概要			特別警報	・・・	・・・	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。 <u>(新設)</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th colspan="2">概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>高潮特別警報</td><td colspan="2">台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。 「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。</td></tr> </tbody> </table>				種類	概要		特別警報	(略)	(略)	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。 「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。						
種類	概要																														
特別警報	・・・	・・・																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。 <u>(新設)</u>																														
種類	概要																														
特別警報	(略)	(略)																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、著しく大きいときに発表される。 「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。																														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td><td colspan="2">大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害), 大雨警報(浸水害), 大雨警報(土砂災害, 浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>(新設)</u></td></tr> <tr> <td>洪水警報</td><td colspan="2">大雨, 長雨, 融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>(新設)</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>高潮警報</td><td colspan="2">台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>(新設)</u></td></tr> </tbody> </table>			大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害), 大雨警報(浸水害), 大雨警報(土砂災害, 浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>(新設)</u>		洪水警報	大雨, 長雨, 融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>(新設)</u>		(略)	(略)		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>(新設)</u>		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td><td colspan="2">大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害), 大雨警報(浸水害), 大雨警報(土砂災害, 浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)が発表されたら、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。</td></tr> <tr> <td>洪水警報</td><td colspan="2">河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現在した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>高潮警報</td><td colspan="2">台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 予想最高潮位に応じて、想定される浸水区域に対して速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。</td></tr> </tbody> </table>				大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害), 大雨警報(浸水害), 大雨警報(土砂災害, 浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)が発表されたら、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現在した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。		(略)	(略)		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 予想最高潮位に応じて、想定される浸水区域に対して速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。	
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害), 大雨警報(浸水害), 大雨警報(土砂災害, 浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>(新設)</u>																														
洪水警報	大雨, 長雨, 融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>(新設)</u>																														
(略)	(略)																														
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>(新設)</u>																														
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害), 大雨警報(浸水害), 大雨警報(土砂災害, 浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)が発表されたら、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。																														
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現在した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。																														
(略)	(略)																														
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 予想最高潮位に応じて、想定される浸水区域に対して速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。																														

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）			修正後			備考
注意報	(略)	(略)		注 意 報	(略)	(略)	
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。			洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		
(略)	(略)			(略)	(略)		
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき又は雪を伴うことによる視覚障害等による災害が発生すると予想されたときに発表される。			風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		
(略)	(略)			(略)	(略)		
(新設)	(新設)			土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
(新設)	(新設)			大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
(新設)	(新設)			洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
(新設)	(新設)			流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）		修正後	備考
	(新設)	(新設)		
気象情報	<p>台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。</p> <p>気象情報の種類は以下のとおり。</p> <p>(1) 予告的情報</p> <p>① 特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合</p> <p>② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合</p> <p>(2) 補足的情報</p> <p>特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合</p>	<p>計算して指数化した「流域雨量指標」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> <p>警報級の可能性</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。</p>	<p>気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p>	
土砂災害警戒情報	<p>県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに発表される。</p>	<p>土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</p>		
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、「宮城県東部」「宮城県西部」等の天気予報と同じ区域で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合</p>	<p>竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巒、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巒等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、「宮城県東部」「宮城県西部」等の天気予報と同じ区域で発表される。また、竜巒の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巒等の激しい突風が発生するおそれが非常に高</p>		

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考						
	<p>にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 <u>(新設)</u></p> <p>記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 <u>(新設)</u></p>	<p>まっている場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。</p> <p><u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u></p>							
191	<p>(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1～7のとおり。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(注2) 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。また、</p> <hr/> <p>大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村<u>をまとめた地域の名称</u>を用いる場合がある。</p> <p>(注3) 地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。</p> <p>(略)</p> <p>(別表1) 特別警報発表基準 (平成25年8月30日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現象の種類</td> <td>基準</td> <td>過去の対象事例</td> </tr> </table>	現象の種類	基準	過去の対象事例	<p>(注1) 特別警報・気象警報・注意報基準は別表1～7のとおり。<u>なお、地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。</u></p> <p>(注2) 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。また、<u>土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等</u>については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。<u>なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村<u>等</u>をまとめた地域の名称</u>を用いる場合がある。</p> <p>(注3) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(別表1) 特別警報発表基準 (平成25年8月30日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>現象の種類</td> <td>基準</td> <td>過去の対象事例</td> </tr> </table>	現象の種類	基準	過去の対象事例	記述の追加
現象の種類	基準	過去の対象事例							
現象の種類	基準	過去の対象事例							

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）			修正後			備考
	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (略)	平成24年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者32人) 平成23年台風第12号 (死者行方不明者98人)	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (略)	平成30年7月豪雨 (死者行方不明者230人) 平成29年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者42人) 平成27年9月関東・東北豪雨 (死者行方不明者20人)	(略)
192	(別表2)警報・注意報発表基準一覧表			(別表2)警報・注意報発表基準一覧表			表の修正

(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表

仙台管区氣象台管内

宮城県地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表 (案)

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）				修正後				備考
(別表3)大雨警報基準									
市町村等を まとめた地域		市町村等		表面雨量指數基準		土壌雨量指數基準		平成29年7月7日現在	
東部仙台	仙台市東部	13		101					
	塩竈市	14		108					
	名取市	18		109					
	多賀城市	19		101					
	岩沼市	19		111					
	富谷市	16		101					
	亘理町	19		113					
	山元町	16		113					
	松島町	16		85					
	七ヶ浜町	18		108					
	利府町	15		101					
	大和町東部	16		102					
	大郷町	16		102					
	石巻地域	12		92					
	東松島市	13		85					
東部大崎	女川町	12		101					
	大崎市東部	15		95					
	涌谷町	15		107					
	美里町	19		95					
気仙沼地域	気仙沼市	12		103					
	南三陸町	13		95					
東部仙南	角田市	15		107					
	大河原町	12		107					
	村田町	12		108					
	柴田町	15		109					
	丸森町	12		104					
	登米・東部栗原	18		95					
西部仙台	栗原市東部	18		99					
	仙台市西部	12		101					
	大和町西部	15		102					
西部仙南	大衡村	14		102					
	白石市	15		95					
	巣王町	18		98					
	七ヶ宿町	17		84					
西部大崎	川崎町	16		98					
	大崎市西部	20		108					
	色麻町	20		109					
西部栗原	加美町	18		104					
	栗原市西部	17		99					
(別表3)大雨警報基準									
市町村等を まとめた地域		市町村等		表面雨量指數基準		土壌雨量指數基準		平成30年5月30日現在	
東部仙台	仙台市東部	13		101					
	塩竈市	14		108					
	名取市	18		109					
	多賀城市	19		101					
	岩沼市	19		111					
	富谷市	16		101					
	亘理町	19		113					
	山元町	16		113					
	松島町	16		85					
	七ヶ浜町	18		108					
	利府町	15		101					
	大和町東部	16		102					
	大郷町	16		102					
	石巻市	12		92					
	東松島市	13		85					
東部大崎	女川町	12		101					
	大崎市東部	14		95					
	涌谷町	15		107					
	美里町	19		95					
氣仙沼地域	氣仙沼市	12		103					
	南三陸町	13		95					
東部仙南	角田市	15		107					
	大河原町	12		107					
	村田町	12		108					
	柴田町	15		109					
	丸森町	12		104					
	登米・東部栗原	18		95					
西部仙台	栗原市東部	18		99					
	仙台市西部	12		101					
	大和町西部	15		102					
西部仙南	大衡村	14		102					
	白石市	15		95					
	巣王町	18		98					
	七ヶ宿町	17		84					
西部大崎	川崎町	16		98					
	大崎市西部	20		108					
	色麻町	20		109					
西部栗原	加美町	18		104					
	栗原市西部	17		99					

宮城県地域防災計画「風水害等災害対策編」新旧対照表（案）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
196	<p>(別表5)大雨注意報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指基準</th> <th>土壤雨量指基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">東部仙台</td><td>仙台市東部</td><td>10</td><td>80</td></tr> <tr><td>塩瀬市</td><td>8</td><td>86</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>8</td><td>87</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>11</td><td>80</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>9</td><td>88</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>10</td><td>80</td></tr> <tr><td>亘理町</td><td>11</td><td>88</td></tr> <tr><td>山元町</td><td>8</td><td>90</td></tr> <tr><td>松島町</td><td>6</td><td>68</td></tr> <tr><td>七ヶ浜町</td><td>11</td><td>86</td></tr> <tr><td>利府町</td><td>8</td><td>80</td></tr> <tr><td>大和町東部</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>大郷町</td><td>9</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="3">石巻地域</td><td>石巻市</td><td>8</td><td>69</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>6</td><td>63</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>8</td><td>75</td></tr> <tr><td rowspan="3">東部大崎</td><td>大崎市東部</td><td>8</td><td>76</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>6</td><td>85</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>9</td><td>76</td></tr> <tr><td rowspan="2">気仙沼地域</td><td>気仙沼市</td><td>8</td><td>77</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>7</td><td>71</td></tr> <tr><td rowspan="5">東部仙南</td><td>角田市</td><td>6</td><td>80</td></tr> <tr><td>大河原町</td><td>7</td><td>80</td></tr> <tr><td>村田町</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>紫田町</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>丸森町</td><td>8</td><td>78</td></tr> <tr><td rowspan="2">登米・東部栗原</td><td>登米市</td><td>11</td><td>76</td></tr> <tr><td>栗原市東部</td><td>11</td><td>79</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部仙台</td><td>仙台市西部</td><td>9</td><td>80</td></tr> <tr><td>大和町西部</td><td>10</td><td>81</td></tr> <tr><td>大衡村</td><td>7</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="4">西部仙南</td><td>白石市</td><td>7</td><td>76</td></tr> <tr><td>巣王町</td><td>7</td><td>78</td></tr> <tr><td>七ヶ宿町</td><td>9</td><td>67</td></tr> <tr><td>川崎町</td><td>9</td><td>78</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部大崎</td><td>大崎市西部</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>色麻町</td><td>11</td><td>81</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>10</td><td>78</td></tr> <tr><td>西部栗原</td><td>栗原市西部</td><td>8</td><td>79</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準	土壤雨量指基準	東部仙台	仙台市東部	10	80	塩瀬市	8	86	名取市	8	87	多賀城市	11	80	岩沼市	9	88	富谷市	10	80	亘理町	11	88	山元町	8	90	松島町	6	68	七ヶ浜町	11	86	利府町	8	80	大和町東部	8	81	大郷町	9	81	石巻地域	石巻市	8	69	東松島市	6	63	女川町	8	75	東部大崎	大崎市東部	8	76	涌谷町	6	85	美里町	9	76	気仙沼地域	気仙沼市	8	77	南三陸町	7	71	東部仙南	角田市	6	80	大河原町	7	80	村田町	8	81	紫田町	8	81	丸森町	8	78	登米・東部栗原	登米市	11	76	栗原市東部	11	79	西部仙台	仙台市西部	9	80	大和町西部	10	81	大衡村	7	81	西部仙南	白石市	7	76	巣王町	7	78	七ヶ宿町	9	67	川崎町	9	78	西部大崎	大崎市西部	8	81	色麻町	11	81	加美町	10	78	西部栗原	栗原市西部	8	79	<p>(別表5)大雨注意報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指基準</th> <th>土壤雨量指基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">東部仙台</td><td>仙台市東部</td><td>10</td><td>80</td></tr> <tr><td>塩瀬市</td><td>8</td><td>86</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>8</td><td>87</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>11</td><td>80</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>9</td><td>88</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>10</td><td>80</td></tr> <tr><td>亘理町</td><td>11</td><td>88</td></tr> <tr><td>山元町</td><td>7</td><td>90</td></tr> <tr><td>松島町</td><td>6</td><td>68</td></tr> <tr><td>七ヶ浜町</td><td>11</td><td>86</td></tr> <tr><td>利府町</td><td>8</td><td>80</td></tr> <tr><td>大和町東部</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>大郷町</td><td>9</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="3">石巻地域</td><td>石巻市</td><td>8</td><td>69</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>8</td><td>63</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>8</td><td>75</td></tr> <tr><td rowspan="3">東部大崎</td><td>大崎市東部</td><td>8</td><td>76</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>6</td><td>85</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>9</td><td>76</td></tr> <tr><td>気仙沼地域</td><td>気仙沼市</td><td>8</td><td>77</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>7</td><td>71</td></tr> <tr><td rowspan="5">東部仙南</td><td>角田市</td><td>6</td><td>80</td></tr> <tr><td>大河原町</td><td>7</td><td>80</td></tr> <tr><td>村田町</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>紫田町</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>丸森町</td><td>8</td><td>78</td></tr> <tr><td>登米・東部栗原</td><td>登米市</td><td>11</td><td>76</td></tr> <tr><td>栗原市東部</td><td>11</td><td>79</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部仙台</td><td>仙台市西部</td><td>9</td><td>80</td></tr> <tr><td>大和町西部</td><td>10</td><td>81</td></tr> <tr><td>大衡村</td><td>7</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="4">西部仙南</td><td>白石市</td><td>7</td><td>76</td></tr> <tr><td>巣王町</td><td>7</td><td>78</td></tr> <tr><td>七ヶ宿町</td><td>9</td><td>67</td></tr> <tr><td>川崎町</td><td>9</td><td>78</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部大崎</td><td>大崎市西部</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>色麻町</td><td>11</td><td>81</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>10</td><td>78</td></tr> <tr><td>西部栗原</td><td>栗原市西部</td><td>8</td><td>79</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準	土壤雨量指基準	東部仙台	仙台市東部	10	80	塩瀬市	8	86	名取市	8	87	多賀城市	11	80	岩沼市	9	88	富谷市	10	80	亘理町	11	88	山元町	7	90	松島町	6	68	七ヶ浜町	11	86	利府町	8	80	大和町東部	8	81	大郷町	9	81	石巻地域	石巻市	8	69	東松島市	8	63	女川町	8	75	東部大崎	大崎市東部	8	76	涌谷町	6	85	美里町	9	76	気仙沼地域	気仙沼市	8	77	南三陸町	7	71	東部仙南	角田市	6	80	大河原町	7	80	村田町	8	81	紫田町	8	81	丸森町	8	78	登米・東部栗原	登米市	11	76	栗原市東部	11	79	西部仙台	仙台市西部	9	80	大和町西部	10	81	大衡村	7	81	西部仙南	白石市	7	76	巣王町	7	78	七ヶ宿町	9	67	川崎町	9	78	西部大崎	大崎市西部	8	81	色麻町	11	81	加美町	10	78	西部栗原	栗原市西部	8	79	表の修正
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準	土壤雨量指基準																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部仙台	仙台市東部	10	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	塩瀬市	8	86																																																																																																																																																																																																																																																																						
	名取市	8	87																																																																																																																																																																																																																																																																						
	多賀城市	11	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	岩沼市	9	88																																																																																																																																																																																																																																																																						
	富谷市	10	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	亘理町	11	88																																																																																																																																																																																																																																																																						
	山元町	8	90																																																																																																																																																																																																																																																																						
	松島町	6	68																																																																																																																																																																																																																																																																						
	七ヶ浜町	11	86																																																																																																																																																																																																																																																																						
	利府町	8	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大和町東部	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大郷町	9	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
石巻地域	石巻市	8	69																																																																																																																																																																																																																																																																						
	東松島市	6	63																																																																																																																																																																																																																																																																						
	女川町	8	75																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部大崎	大崎市東部	8	76																																																																																																																																																																																																																																																																						
	涌谷町	6	85																																																																																																																																																																																																																																																																						
	美里町	9	76																																																																																																																																																																																																																																																																						
気仙沼地域	気仙沼市	8	77																																																																																																																																																																																																																																																																						
	南三陸町	7	71																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部仙南	角田市	6	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大河原町	7	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	村田町	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	紫田町	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	丸森町	8	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
登米・東部栗原	登米市	11	76																																																																																																																																																																																																																																																																						
	栗原市東部	11	79																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部仙台	仙台市西部	9	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大和町西部	10	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大衡村	7	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部仙南	白石市	7	76																																																																																																																																																																																																																																																																						
	巣王町	7	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
	七ヶ宿町	9	67																																																																																																																																																																																																																																																																						
	川崎町	9	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部大崎	大崎市西部	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	色麻町	11	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	加美町	10	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部栗原	栗原市西部	8	79																																																																																																																																																																																																																																																																						
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準	土壤雨量指基準																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部仙台	仙台市東部	10	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	塩瀬市	8	86																																																																																																																																																																																																																																																																						
	名取市	8	87																																																																																																																																																																																																																																																																						
	多賀城市	11	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	岩沼市	9	88																																																																																																																																																																																																																																																																						
	富谷市	10	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	亘理町	11	88																																																																																																																																																																																																																																																																						
	山元町	7	90																																																																																																																																																																																																																																																																						
	松島町	6	68																																																																																																																																																																																																																																																																						
	七ヶ浜町	11	86																																																																																																																																																																																																																																																																						
	利府町	8	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大和町東部	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大郷町	9	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
石巻地域	石巻市	8	69																																																																																																																																																																																																																																																																						
	東松島市	8	63																																																																																																																																																																																																																																																																						
	女川町	8	75																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部大崎	大崎市東部	8	76																																																																																																																																																																																																																																																																						
	涌谷町	6	85																																																																																																																																																																																																																																																																						
	美里町	9	76																																																																																																																																																																																																																																																																						
気仙沼地域	気仙沼市	8	77																																																																																																																																																																																																																																																																						
南三陸町	7	71																																																																																																																																																																																																																																																																							
東部仙南	角田市	6	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大河原町	7	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	村田町	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	紫田町	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	丸森町	8	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
登米・東部栗原	登米市	11	76																																																																																																																																																																																																																																																																						
栗原市東部	11	79																																																																																																																																																																																																																																																																							
西部仙台	仙台市西部	9	80																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大和町西部	10	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大衡村	7	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部仙南	白石市	7	76																																																																																																																																																																																																																																																																						
	巣王町	7	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
	七ヶ宿町	9	67																																																																																																																																																																																																																																																																						
	川崎町	9	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部大崎	大崎市西部	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	色麻町	11	81																																																																																																																																																																																																																																																																						
	加美町	10	78																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部栗原	栗原市西部	8	79																																																																																																																																																																																																																																																																						

宮城県地域防災計画 「風水害等災害対策編」 新旧対照表（案）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考																																							
		<p style="text-align: center;">(別表6)洪水注意報基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>市町村等を まとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指標基準</th> <th>複合基準^{*1}</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">西部仙南</td> <td rowspan="2">白石市</td> <td>平塩川流域=5, 鬼越川流域=13.2, 荒川流域=12, 谷津川流域=4.2, 高田川流域=5.5</td> <td>白石川流域=6(, 20.8), 平塩川流域=6(, 4), 鬼越川流域=6(, 10.6), 荒川流域=(5, 9.8), 谷津川流域=(5, 4.2), 高田川流域=6(, 5.5)</td> <td>白石川【大河原・白石】</td> </tr> <tr> <td>魔王町</td> <td>松川流域=22.5, 高木川流域=5.1, 平塩川流域=3</td> <td>白石川流域=6(, 30.2), 松川流域=(5, 22.5), 平塩川流域=6(, 2.4)</td> <td>白石川【大河原・白石】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">七ヶ宿町</td> <td rowspan="2">白石川流域=16</td> <td></td> <td>白石川流域=6(, 16)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>支倉川流域=4.8, 前川流域=14.1, 太郎川流域=12, 北川流域=18.6</td> <td>支倉川流域=(5, 4.6), 前川流域=(5, 14.1), 太郎川流域=(5, 12), 北川流域=(5, 18.6)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部大崎</td> <td rowspan="2">大崎市西部</td> <td>江合川流域=24.6, 鶴沢川流域=7.6, 小山田川流域=11.2, 吉野川流域=5.9, 片川流域=6.9</td> <td>江合川流域=(5, 21), 鶴沢川流域=(5, 7.6)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>色麻町</td> <td>鳴瀬川流域=24.3, 花川流域=15.2, 保野川流域=11.1</td> <td>鳴瀬川流域=(7, 22.5), 花川流域=(9, 12.2), 保野川流域=(9, 8.9)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加美町</td> <td rowspan="2">果原市西部</td> <td>鳴瀬川流域=20.5, 多田川流域=8.0, 深川流域=7.8, 田川流域=15.5, 孫沢川流域=5.3, 名豊川流域=6.8</td> <td>鳴瀬川流域=(5, 20.5), 多田川流域=(5, 6.8), 田川流域=(5, 15.3), 名豊川流域=(5, 3.7)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>一迫川流域=22.2, 真川流域=7.5, 豊川流域=13.8, 豊浦川流域=8.0, 二迫川流域=13.1, 苹野川流域=7.6, 金生川流域=6.5, 鶴川流域=4.7, 三迫川流域=12.7, 鳥沢川流域=7.8</td> <td>一迫川流域=(9, 20.8), 真川流域=(9, 7.5), 豊川流域=(10, 13.8), 二迫川流域=(15, 10.9), 苹野川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(5, 5.1), 鶴川流域=(8, 4.7), 三迫川流域=(9, 12.7)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成30年5月30日現在</p> <p>^{*1} (表面雨量指標、流域雨量指標)の組み合わせによる基準値を表しています。</p>	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	西部仙南	白石市	平塩川流域=5, 鬼越川流域=13.2, 荒川流域=12, 谷津川流域=4.2, 高田川流域=5.5	白石川流域=6(, 20.8), 平塩川流域=6(, 4), 鬼越川流域=6(, 10.6), 荒川流域=(5, 9.8), 谷津川流域=(5, 4.2), 高田川流域=6(, 5.5)	白石川【大河原・白石】	魔王町	松川流域=22.5, 高木川流域=5.1, 平塩川流域=3	白石川流域=6(, 30.2), 松川流域=(5, 22.5), 平塩川流域=6(, 2.4)	白石川【大河原・白石】	七ヶ宿町	白石川流域=16		白石川流域=6(, 16)	—	支倉川流域=4.8, 前川流域=14.1, 太郎川流域=12, 北川流域=18.6	支倉川流域=(5, 4.6), 前川流域=(5, 14.1), 太郎川流域=(5, 12), 北川流域=(5, 18.6)	—	西部大崎	大崎市西部	江合川流域=24.6, 鶴沢川流域=7.6, 小山田川流域=11.2, 吉野川流域=5.9, 片川流域=6.9	江合川流域=(5, 21), 鶴沢川流域=(5, 7.6)	—	色麻町	鳴瀬川流域=24.3, 花川流域=15.2, 保野川流域=11.1	鳴瀬川流域=(7, 22.5), 花川流域=(9, 12.2), 保野川流域=(9, 8.9)	—	加美町	果原市西部	鳴瀬川流域=20.5, 多田川流域=8.0, 深川流域=7.8, 田川流域=15.5, 孫沢川流域=5.3, 名豊川流域=6.8	鳴瀬川流域=(5, 20.5), 多田川流域=(5, 6.8), 田川流域=(5, 15.3), 名豊川流域=(5, 3.7)	—	一迫川流域=22.2, 真川流域=7.5, 豊川流域=13.8, 豊浦川流域=8.0, 二迫川流域=13.1, 苹野川流域=7.6, 金生川流域=6.5, 鶴川流域=4.7, 三迫川流域=12.7, 鳥沢川流域=7.8	一迫川流域=(9, 20.8), 真川流域=(9, 7.5), 豊川流域=(10, 13.8), 二迫川流域=(15, 10.9), 苹野川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(5, 5.1), 鶴川流域=(8, 4.7), 三迫川流域=(9, 12.7)	—	表の修正
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準																																						
西部仙南	白石市	平塩川流域=5, 鬼越川流域=13.2, 荒川流域=12, 谷津川流域=4.2, 高田川流域=5.5	白石川流域=6(, 20.8), 平塩川流域=6(, 4), 鬼越川流域=6(, 10.6), 荒川流域=(5, 9.8), 谷津川流域=(5, 4.2), 高田川流域=6(, 5.5)	白石川【大河原・白石】																																						
		魔王町	松川流域=22.5, 高木川流域=5.1, 平塩川流域=3	白石川流域=6(, 30.2), 松川流域=(5, 22.5), 平塩川流域=6(, 2.4)	白石川【大河原・白石】																																					
七ヶ宿町	白石川流域=16		白石川流域=6(, 16)	—																																						
		支倉川流域=4.8, 前川流域=14.1, 太郎川流域=12, 北川流域=18.6	支倉川流域=(5, 4.6), 前川流域=(5, 14.1), 太郎川流域=(5, 12), 北川流域=(5, 18.6)	—																																						
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=24.6, 鶴沢川流域=7.6, 小山田川流域=11.2, 吉野川流域=5.9, 片川流域=6.9	江合川流域=(5, 21), 鶴沢川流域=(5, 7.6)	—																																						
		色麻町	鳴瀬川流域=24.3, 花川流域=15.2, 保野川流域=11.1	鳴瀬川流域=(7, 22.5), 花川流域=(9, 12.2), 保野川流域=(9, 8.9)	—																																					
加美町	果原市西部	鳴瀬川流域=20.5, 多田川流域=8.0, 深川流域=7.8, 田川流域=15.5, 孫沢川流域=5.3, 名豊川流域=6.8	鳴瀬川流域=(5, 20.5), 多田川流域=(5, 6.8), 田川流域=(5, 15.3), 名豊川流域=(5, 3.7)	—																																						
		一迫川流域=22.2, 真川流域=7.5, 豊川流域=13.8, 豊浦川流域=8.0, 二迫川流域=13.1, 苹野川流域=7.6, 金生川流域=6.5, 鶴川流域=4.7, 三迫川流域=12.7, 鳥沢川流域=7.8	一迫川流域=(9, 20.8), 真川流域=(9, 7.5), 豊川流域=(10, 13.8), 二迫川流域=(15, 10.9), 苹野川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(5, 5.1), 鶴川流域=(8, 4.7), 三迫川流域=(9, 12.7)	—																																						

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考																						
200	<p>2 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報</p> <p>気象業務法第14条の2 第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同して、当該河川が越水・溢水による氾濫の洪水により国民経済上重大または相当な損害が生ずるおそれがある場合等に、その状況を水位または流量を示して発表する予報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	標題	概要	洪水警報	(略)	(略)	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。	(略)	(略)	(略)	<p>2 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報</p> <p>気象業務法第14条の2 第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同して、<u>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報</u>で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 洪水予報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>_____氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、_____避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	標題	概要	洪水警報	(略)	(略)	氾濫警戒情報	_____氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、_____避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。	(略)	(略)	(略)	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
種類	標題	概要																							
洪水警報	(略)	(略)																							
	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。																							
(略)	(略)	(略)																							
種類	標題	概要																							
洪水警報	(略)	(略)																							
	氾濫警戒情報	_____氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、_____避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。																							
(略)	(略)	(略)																							

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
203	<p>指定河川洪水予報伝達系統図(大臣・気象庁長官共同発表)</p> <p>※1 東日本電信電話㈱への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号）。</p> <p>※2 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。</p>	<p>洪水予報伝達系統図 (大臣・気象庁長官共同発表)</p> <p>(※1) 東日本電信電話㈱への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号）</p> <p>(※2) 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。</p> <p>(※3) 警察本部へは、防災情報提供センターから周知。</p>	図の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
207	<p>(3) 水害危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)</p> <pre> graph TD A[土木事務所] --> B[河川課] A --> C[関係市町村] A --> D[関係水防管理団体] B --> E[関係量水機管理者(MIRA)] C --> E D --> E E --> F[住民] </pre> <p>水害危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)</p>	<p>(3) 水害危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)</p> <pre> graph TD A[土木事務所] --> B[河川課] A --> C[関係市町村] A --> D[関係水防管理団体] B --> E[関係量水機管理者(MIRA)] C --> E D --> E E --> F[住民] </pre> <p>水害危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)</p>	図の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考																																																												
208	<p>4 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報 火災気象通報 気象の状況から火災の<u>危険</u>があり、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</p> <p>(略)</p> <p>5 予報・警報等の細分区域 (平成28年10月10日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県 予報 区</th><th>一次細 分区域</th><th>市町村等を まとめた地域</th><th>二次細分区域(含まれる市町村等)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">宮城 県</td><td rowspan="6">東部</td><td>東部仙台</td><td>仙台市東部_____，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町東部_____，大郷町，_____</td></tr> <tr><td>石巻地域</td><td>石巻市，東松島市，女川町</td></tr> <tr><td>東部大崎</td><td>大崎市東部_____，涌谷町，美里町</td></tr> <tr><td>気仙沼地域</td><td>気仙沼市，南三陸町</td></tr> <tr><td>東部仙南</td><td>角田市，大河原町，村田町，柴田町，丸森町</td></tr> <tr><td>登米・東部栗原</td><td>登米市，栗原市東部_____</td></tr> <tr><td>西部</td><td>西部仙台</td><td>仙台市西部_____，大和町西部_____，大衡村</td></tr> <tr><td></td><td>西部仙南</td><td>白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町</td></tr> <tr><td></td><td>西部大崎</td><td>大崎市西部_____，色麻町，加美町</td></tr> <tr><td></td><td>西部栗原</td><td>栗原市西部_____</td></tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	府県 予報 区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)	宮城 県	東部	東部仙台	仙台市東部_____，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町東部_____，大郷町，_____	石巻地域	石巻市，東松島市，女川町	東部大崎	大崎市東部_____，涌谷町，美里町	気仙沼地域	気仙沼市，南三陸町	東部仙南	角田市，大河原町，村田町，柴田町，丸森町	登米・東部栗原	登米市，栗原市東部_____	西部	西部仙台	仙台市西部_____，大和町西部_____，大衡村		西部仙南	白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町		西部大崎	大崎市西部_____，色麻町，加美町		西部栗原	栗原市西部_____	<p>4 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報 火災気象通報 気象の状況が火災の<u>予防上危険</u>と認められるとき、具体的には次の条件に該当する と予想される場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝 達される。</p> <p>(略)</p> <p>5 予報・警報等の細分区域 (平成28年10月10日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県 予報 区</th><th>一次細 分区域</th><th>市町村等を まとめた地域</th><th>二次細分区域(含まれる市町村等)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">宮城 県</td><td rowspan="6">東部</td><td>東部仙台</td><td>仙台市東部(<u>仙台市西部の区域を除く</u>)，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町東部(<u>大和町西部の区域を除く</u>)，大郷町_____</td></tr> <tr><td>石巻地域</td><td>石巻市，東松島市，女川町</td></tr> <tr><td>東部大崎</td><td>大崎市東部(<u>大崎市西部の区域を除く</u>)，涌谷町，美里町</td></tr> <tr><td>気仙沼地域</td><td>気仙沼市，南三陸町</td></tr> <tr><td>東部仙南</td><td>角田市，大河原町，村田町，柴田町，丸森町</td></tr> <tr><td>登米・東部栗原</td><td>登米市，栗原市東部(<u>栗原市西部の区域を除く</u>)</td></tr> <tr><td>西部</td><td>西部仙台</td><td>仙台市西部※1，大和町西部※2，大衡村</td></tr> <tr><td></td><td>西部仙南</td><td>白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町</td></tr> <tr><td></td><td>西部大崎</td><td>大崎市西部※3，色麻町，加美町</td></tr> <tr><td></td><td>西部栗原</td><td>栗原市西部※4</td></tr> </tbody> </table> <p>仙台市、大崎市、栗原市、大和町は、東部と西部に分割して発表する。</p> <p>※1:仙台市西部(泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る) ※2:大和町西部(小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る) ※3:大崎市西部(岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る) ※4:栗原市西部(一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る)</p>	府県 予報 区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)	宮城 県	東部	東部仙台	仙台市東部(<u>仙台市西部の区域を除く</u>)，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町東部(<u>大和町西部の区域を除く</u>)，大郷町_____	石巻地域	石巻市，東松島市，女川町	東部大崎	大崎市東部(<u>大崎市西部の区域を除く</u>)，涌谷町，美里町	気仙沼地域	気仙沼市，南三陸町	東部仙南	角田市，大河原町，村田町，柴田町，丸森町	登米・東部栗原	登米市，栗原市東部(<u>栗原市西部の区域を除く</u>)	西部	西部仙台	仙台市西部※1，大和町西部※2，大衡村		西部仙南	白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町		西部大崎	大崎市西部※3，色麻町，加美町		西部栗原	栗原市西部※4	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の追加</p>
府県 予報 区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)																																																												
宮城 県	東部	東部仙台	仙台市東部_____，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町東部_____，大郷町，_____																																																												
		石巻地域	石巻市，東松島市，女川町																																																												
		東部大崎	大崎市東部_____，涌谷町，美里町																																																												
		気仙沼地域	気仙沼市，南三陸町																																																												
		東部仙南	角田市，大河原町，村田町，柴田町，丸森町																																																												
		登米・東部栗原	登米市，栗原市東部_____																																																												
	西部	西部仙台	仙台市西部_____，大和町西部_____，大衡村																																																												
	西部仙南	白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町																																																													
	西部大崎	大崎市西部_____，色麻町，加美町																																																													
	西部栗原	栗原市西部_____																																																													
府県 予報 区	一次細 分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域(含まれる市町村等)																																																												
宮城 県	東部	東部仙台	仙台市東部(<u>仙台市西部の区域を除く</u>)，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町東部(<u>大和町西部の区域を除く</u>)，大郷町_____																																																												
		石巻地域	石巻市，東松島市，女川町																																																												
		東部大崎	大崎市東部(<u>大崎市西部の区域を除く</u>)，涌谷町，美里町																																																												
		気仙沼地域	気仙沼市，南三陸町																																																												
		東部仙南	角田市，大河原町，村田町，柴田町，丸森町																																																												
		登米・東部栗原	登米市，栗原市東部(<u>栗原市西部の区域を除く</u>)																																																												
	西部	西部仙台	仙台市西部※1，大和町西部※2，大衡村																																																												
	西部仙南	白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町																																																													
	西部大崎	大崎市西部※3，色麻町，加美町																																																													
	西部栗原	栗原市西部※4																																																													

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
211	<p>第4 土砂災害警戒情報</p> <p>県は、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、市町村長が<u>避難勧告等</u>を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 土砂災害警戒情報</p> <p>県は、大雨による土砂災害の恐れが高まったときに、市町村長が<u>災害対策基本法第60条第1項</u>の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
212	<p>気象警報等の伝達系統図</p> <p>仙台管区気象台</p> <p>仙台市消防局 仙台市交通局 東北電力 東日本旅客鉄道仙台支社 陸上自衛隊東北方面監視部 東北地方整備局 第一管区海上保安本部 宮城県警察本部 宮城県警仙台支社 共同通信社仙台支社 河北新報社 錦ヶ城テレビ放送 錦仙台放送 東北放送網 日本放送協会仙台放送局 宮城県（危機対策課） 東日本電信電話㈱ 消防庁</p> <p>消防署・分署・出張所 保謹区その他開係部署・課 営業所 第六師団司令部 日本道路交通情報センターへ仙台センターへ 仙台河川国道事務所 宮城海上保安署 出張所 関係船舶 新規 テレビ・ラジオ 新聞 消防本部等 県関係機関 地方振興事務所 市町村 関係機関</p> <p>注)二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先 注)二重枠の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>気象警報等の伝達系統図</p> <p>仙台管区気象台</p> <p>仙台市消防局 仙台市交通局 東北電力 東日本旅客鉄道仙台支社 陸上自衛隊東北方面監視部 東北地方整備局 第一管区海上保安本部 宮城海上保安署 共同通信社仙台支社 河北新報社 錦ヶ城テレビ放送 錦仙台放送 東北放送網 日本放送協会仙台放送局 宮城県（危機対策課） 東日本電信電話㈱ 消防庁</p> <p>消防署・分署・出張所 保謹区その他開係部署・課 営業所 電力セントラル 第六師団司令部 日本道路交通情報センターへ仙台センターへ 仙台河川国道事務所 宮城海上保安署 出張所 関係船舶 新規 テレビ・ラジオ 新聞 消防本部等 県関係機関 地方振興事務所 市町村 関係機関</p> <p>注)二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先 注)二重枠の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	図の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
224	第3 県の広報 <ol style="list-style-type: none"> 1 広報事項 <p>(11) 被災地域及び<u>避難所</u>等における犯罪予防等民心安定のための情報 (略)</p> 	第3 県の広報 <ol style="list-style-type: none"> 1 広報事項 <p>(11) 被災地域及び<u>指定避難所</u>等における犯罪予防等民心安定のための情報 (略)</p> 	記述の適正化
226	第4 市町村の広報 <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の広報 <p>(14) 被災地域及び<u>避難所</u>等における犯罪予防等民心安定のための情報 (略)</p> 	第4 市町村の広報 <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の広報 <p>(14) 被災地域及び<u>指定避難所</u>等における犯罪予防等民心安定のための情報 (略)</p> 	記述の適正化
227	第6 防災関係機関の広報 <ol style="list-style-type: none"> 1 警察の広報 <p>(5) 被災地域及び<u>避難所</u>等における犯罪予防広報</p> 	第6 防災関係機関の広報 <ol style="list-style-type: none"> 1 警察の広報 <p>(5) 被災地域及び<u>指定避難所</u>等における犯罪予防広報</p> 	記述の適正化
233	第5節 防災活動体制 第8 県、市町村、国及び関係機関の連携 <ol style="list-style-type: none"> 2 県と市町村との連携 <p>県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、<u>避難所</u>設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。</p> 	第5節 防災活動体制 第8 県、市町村、国及び関係機関の連携 <ol style="list-style-type: none"> 2 県と市町村との連携 <p>県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、<u>指定避難所</u>設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。</p> 	記述の適正化
235	第6節 警戒活動 第3 水防活動 <ol style="list-style-type: none"> 1 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は_____水防活動を実施する。 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、_____警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。 3 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、県及び市町村と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、_____必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、 	第6節 警戒活動 第3 水防活動 <ol style="list-style-type: none"> 1 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は<u>設定したタイミング</u>に沿って、水防活動を実施する。 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、<u>洪水警報の危険度分布や高潮の予想される潮位等の警報段階</u>に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。 3 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、県及び市町村と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、<u>洪水警報の危険度分布で薄い紫が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所</u>において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、 	記述の追加 記述の追加 記述の追加

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	<p>又はその区域からの退去等を命ずる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>又はその区域からの退去等を命ずる。</p> <p>(略)</p> <p><u>5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指標の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。</u></p> <p><u>6 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。</u></p>	記述の追加 防災基本計画の修正
242	<p>第8節 災害救助法の適用</p> <p>第3 救助の実施の委任</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第8節 災害救助法の適用</p> <p>第3 救助の実施の委任</p> <p>(略)</p> <p>第4 救助実施市</p> <p><u>救助実施市（法第2条の2第1項に定める市。以下同じ。）の区域内においては、当該救助実施市が救助を実施する。</u></p> <p><u>県は、物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者との他の関係者との連絡調整を行う。</u></p>	防災基本計画の修正
259	<p>第11節 医療救護活動</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>2 医薬品集積所の設置</p> <p>救援物資の医薬品等については、受取りに混乱が生じないように_____医薬品集積所を設ける。一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。</p>	<p>第11節 医療救護活動</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>2 医薬品集積所の設置</p> <p>県は、救援物資の医薬品等について、受取りに混乱が生じないように宮城県医薬品卸組合との「大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書」に基づき一次医薬品集積所を設ける。また、必要に応じて二次医薬品集積所を地域災害医療支部ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受入れ、救護所、避難所に供給する。</p>	記述の追加
260	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第2 県の活動</p> <p>2 緊急輸送の対象</p> <p>(2) 第2段階</p>	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第2 県の活動</p> <p>2 緊急輸送の対象</p> <p>(2) 第2段階</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	ハ 傷病者及び被災者の <u>被災地外</u> への輸送 (略)	ハ 傷病者及び被災者の <u>被災地域外</u> への輸送 (略)	
263	第4 防災関係機関の活動 5 第二管区海上保安本部の役割 (2) 第2段階・・・輸送機能確保期 ハ 傷病者及び被災者の <u>被災地外</u> への輸送 (略)	第4 防災関係機関の活動 5 第二管区海上保安本部の役割 (2) 第2段階・・・輸送機能確保期 ハ 傷病者及び被災者の <u>被災地域外</u> への輸送 (略)	防災基本計画の修正
269	第6 海上交通の確保 3 漁港管理者の役割 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、_____障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。また、離島の漁港についても輸送の確保に努める。	第6 海上交通の確保 3 漁港管理者の役割 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、 <u>国に報告するとともに</u> 、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。また、離島の漁港についても輸送の確保に努める。	防災基本計画の修正
272	第14節 避難活動 第1 目的 災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに <u>避難所</u> を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 (略)	第14節 避難活動 第1 目的 災害発生時又は災害発生のおそれがある場合において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに <u>指定緊急避難場所の開放</u> 及び <u>指定避難所</u> を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 (略)	記述の適正化
274	第3 避難の勧告又は指示 (略) 特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市町村長は指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難勧告等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。	第3 避難の勧告又は指示 (略) 特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市町村長は指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難勧告等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。	記述の適正化
275	第5 避難誘導 1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。	第5 避難誘導 1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)への円滑な誘導に	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
276	<p>(略)</p> <p>第6 指定緊急避難場所の開設及び周知 市町村は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第7 避難所の開設及び運営 <u>避難場所</u>に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し<u>避難所</u>を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために<u>避難所</u>を設置する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村は、<u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>イ 適切な運営管理の実施 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行う。 この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等_____の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>ヘ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援 市町村は、それぞれの避難所で受け入れられている避難者に係る情報の早期</p>	<p>努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6 指定緊急避難場所の開放及び周知 市町村は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を<u>開放</u>し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>第7 避難所の開設及び運営 指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し<u>指定避難所</u>を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために<u>指定避難所</u>を設置する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村は、<u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間を見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p> <p>イ 適切な運営管理の実施 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行う。 この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有した外部支援者等</u>の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。</p> <p>(略)</p> <p>ヘ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援 市町村は、それぞれの避難所で受け入れられている避難者に係る情報の早期</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
277			

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
278	<p>把握及び避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県による支援</p> <p>イ <u>避難所開設状況の把握</u> 県は、市町村からの報告により<u>避難所開設</u>の状況を把握する。</p> <p>(略)</p>	<p>把握及び避難所で生活せず<u>食料や水等</u>を受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県による支援</p> <p>イ <u>指定避難所開設状況の把握</u> 県は、市町村からの報告により<u>指定避難所開設</u>の状況を把握する。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
282	<p>第13 火山災害の警戒避難対策</p> <p>(略)</p> <p>また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民_____等を混乱なく一齊に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努める。</p> <p>県及び市町村は、多数の住民_____等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民_____等へ避難勧告等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。</p> <p>また、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや_____火山ハザードマップを用いて<u>防災対策や避難対象地域</u>をあらかじめ設定することにより、噴火警戒レベルの導入や改善を共同で行い、<u>避難開始時期や避難対象地域</u>、避難先、避難経路・手段を定める<u>具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行い、_____</u>日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、近隣市町村、関係都道府県と十分に連携を図る。</p>	<p>第13 火山災害の警戒避難対策</p> <p>(略)</p> <p>また、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、<u>登山者</u>等を混乱なく一齊に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努める。</p> <p>県及び市町村は、多数の住民、<u>登山者</u>等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合がありうること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、<u>登山者</u>等へ避難指示（緊急）等を行わなければならない場合がありうることに十分留意して災害応急対策を講じる。</p> <p>また、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて<u>避難開始時期や避難対象地域</u>をあらかじめ設定することにより、噴火警戒レベルを設定し、これに対応した<u>避難開始時期や避難対象地域</u>、<u>指定緊急避難場所等</u>の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を<u>市町村地域防災計画</u>に位置付けるようにする。火山防災協議会は、<u>登山者や旅行者</u>を想定した訓練を行い、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、<u>避難計画</u>に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努める。また、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、近隣市町村、関係都道府県と十分に連携を図る。</p>	記述の追加
289	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動</p> <p>2 支援体制の確立と実施</p>	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動</p> <p>2 支援体制の確立と実施</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>(3) 避難所での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 健康状態への配慮 (略) 特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。 (略) <u>(新設)</u> <p>(4) 応急仮設住宅の設置</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 避難所での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 健康状態への配慮 (略) 特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。 (略) <p><u>(4) 災害派遣福祉チームの活動</u></p> <p>高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。</p> <p><u>(5) 応急仮設住宅の設置</u></p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>災害派遣福祉チームの記述を追加</p>
296	<p>第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第4 食 料</p> <p>2 米穀</p> <p>(略)</p> <p>緊急時における食料(精米)の供給体制略図</p> <pre> graph TD Prefecture[県] -- "要請" --> Ministry[農林水産省政策統括官付穀物課] Ministry -- "要請" --> Subsidiary[届出事業] Subsidiary -- "精米供給" --> Restaurant[炊飯業者] LocalGov[市町村] -.-> Ministry LocalGov -.-> Subsidiary LocalGov -- "ごはん供給" --> Restaurant </pre> <p>※ → 県を通じて要請する場合 - - - → 県を通じて要請することが困難な場合</p>	<p>第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第4 食 料</p> <p>2 米穀</p> <p>(略)</p> <p>緊急時における食料(精米)の供給体制略図</p> <pre> graph TD Prefecture[県] -- "要請" --> Ministry[農林水産省] Ministry -- "要請" --> Subsidiary[届出事業] Subsidiary -- "精米供給" --> Restaurant[炊飯業者] LocalGov[市町村] -.-> Ministry LocalGov -.-> Subsidiary LocalGov -- "ごはん供給" --> Restaurant </pre> <p>※ → 県を通じて要請する場合 - - - → 県を通じて要請することが困難な場合</p>	図の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
306	<p>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、入港地、搬送地の市町村と相互に協力する。</p>	<p>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <p>第3 遺体の処理、収容</p> <p>5 (略)</p> <p>6 県は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送に係る作業等役務の提供に関する協定」に基づき、次の物品等を確保する。</p> <p>(1) 棺等の葬祭用品</p> <p>(2) 遺体の搬送に要する資機材及び作業等役務</p> <p>(3) 遺体を一時的に安置する施設及び作業等役務</p> <p>7 県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、入港地、搬送地の市町村と相互に協力する。</p>	葬祭用品の供給等の追加
307	<p>第4 遺体の火葬、埋葬</p> <p>3 県は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺等の調達、遺体の搬送の手配等、市町村の支援を実施する。</p> <p>また、広域火葬を円滑に実施するための計画を事前に策定し、市町村、火葬場設置者、他都道府県及び国との調整等の必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。</p>	<p>第4 遺体の火葬、埋葬</p> <p>3 県は、「宮城県広域火葬計画」（平成29年2月策定）に基づき、次の事項に留意し対応する。</p> <p>(1) 被災状況の把握</p> <p>イ 担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整を行う。</p> <p>ロ 被災市町村及び県内の火葬場の被災状況の情報収集を行う。</p> <p>(2) 広域火葬の応援要請</p> <p>イ 県は被災市町村からの応援の要請又は自ら把握した被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定する。</p> <p>ロ 県は広域火葬の実施を決定したときは、受入可能性のある火葬場設置者及び近隣道県に対し広域火葬の応援を依頼する。</p> <p>ハ 県は、県内及び近隣道県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに、国に対し近隣道県以外の都府県への応援要請を依頼する。</p> <p>(3) 火葬場の割振り・調整</p> <p>県は火葬場設置者、近隣道県等からの応援の諾否に関する回答に基づき、被災市町村ごとに応援火葬を割振り当該市町村へ通知するとともに、応援の承諾のあった火葬場設置者、近隣道県等に応援要請の通知を行う。</p> <p>(4) 火葬要員等の手配</p> <p>県は、火葬場設置者から火葬要員や火葬に必要な燃料又は資機材の手配について要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼する。</p> <p>(5) 広域火葬に関連する情報の報告</p> <p>県は、広域火葬に関連する情報を国に適宜報告する。</p>	「広域火葬計画」に基づく記述に修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 30 年 2 月）	修正後	備考
	<p>(新設)</p> <p><u>4</u> 市町村は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p> <p><u>5</u> 市町村は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。</p>	<p><u>4</u> 市町村は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。</p> <p><u>(1) 被災状況の報告</u> 市町村は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。</p> <p><u>(2) 広域火葬の要請</u> 市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。</p> <p><u>(3) 火葬場との調整</u> 市町村は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。</p> <p><u>(4) 遺族への説明</u> 市町村は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。</p> <p><u>(5) 広域火葬の終了</u> イ 市町村は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。 ロ 市町村は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。</p> <p><u>(6) 一時的な埋葬について</u> 市町村は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に基づき、事務を行うこと。</p> <p><u>5</u> 市町村は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p> <p><u>6</u> 市町村は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。</p>	
325	<p>第 26 節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第 9 空港施設</p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保 仙台空港事務所、各航空会社及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑</p>	<p>第 26 節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第 9 空港施設</p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保 東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び関係者は、大津波警報・</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考																														
331	<p>走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。 (略)</p> <p>第14 被災宅地に関する<u>応急危険度判定などの実施</u></p>	<p>津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。 (略)</p> <p>第14 被災宅地に関する<u>危険度判定などの実施</u></p>	記述の適正化																														
352	<p>第31節 ボランティア活動</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置 (略) この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第31節 ボランティア活動</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置 (略) この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正																														
353	<p>第3 専門ボランティア</p> <p>関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応し、主な種類は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な受入項目</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 救護所等での医療、看護、保健予防</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ロ 砂防関係施設診断 <u>(新設)</u></td> <td>土木部 <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>ハ 外国人のための通訳</td> <td>経済商工観光部</td> </tr> <tr> <td>ニ 被災者へのメンタルヘルスケア</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ホ 高齢者、障害者等への介護</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ヘ その他専門的知識が必要な業務</td> <td>各部局</td> </tr> </tbody> </table>	主な受入項目	担当部局	イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部	ロ 砂防関係施設診断 <u>(新設)</u>	土木部 <u>(新設)</u>	ハ 外国人のための通訳	経済商工観光部	ニ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部	ホ 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部	ヘ その他専門的知識が必要な業務	各部局	<p>第3 専門ボランティア</p> <p>関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応し、主な種類は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な受入項目</th> <th>担当部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 救護所等での医療、看護、保健予防</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ロ 砂防関係施設診断</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>ハ <u>被災宅地危険度判定</u></td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>ニ 外国人のための通訳</td> <td>経済商工観光部</td> </tr> <tr> <td>ホ 被災者へのメンタルヘルスケア</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ヘ 高齢者、障害者等への介護</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>ト その他専門的知識が必要な業務</td> <td>各部局</td> </tr> </tbody> </table>	主な受入項目	担当部局	イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部	ロ 砂防関係施設診断	土木部	ハ <u>被災宅地危険度判定</u>	土木部	ニ 外国人のための通訳	経済商工観光部	ホ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部	ヘ 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部	ト その他専門的知識が必要な業務	各部局	記述の追加
主な受入項目	担当部局																																
イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部																																
ロ 砂防関係施設診断 <u>(新設)</u>	土木部 <u>(新設)</u>																																
ハ 外国人のための通訳	経済商工観光部																																
ニ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部																																
ホ 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部																																
ヘ その他専門的知識が必要な業務	各部局																																
主な受入項目	担当部局																																
イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部																																
ロ 砂防関係施設診断	土木部																																
ハ <u>被災宅地危険度判定</u>	土木部																																
ニ 外国人のための通訳	経済商工観光部																																
ホ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部																																
ヘ 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部																																
ト その他専門的知識が必要な業務	各部局																																

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
386	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>3 女性及び要配慮者の参画促進 県及び市町村は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに<u>要配慮者</u>についても、参画を促進するよう努める。 (略)</p>	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第2 灾害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>3 女性及び要配慮者の参画促進 県及び市町村は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに<u>要配慮者</u>についても、参画を促進するよう努める。 (略)</p>	記述の適正化
388	<p>第3 災害復旧計画</p> <p>3 事業の実施 (略) (2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)及び灾害廃棄物の処理事業を行い、又は支援する。 (3) 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、<u>当該市町村に代わって工事を行う。</u> <u>(新設)</u> (4) 県は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。 (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期限の目安を明示する。 (6) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p>	<p>第3 災害復旧計画</p> <p>3 事業の実施 (略) (2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る。)及び<u>灾害廃棄物及び堆積土砂</u>の処理事業を行い、又は支援する。 (3) 県は、特定大規模災害等を受けた市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、<u>当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度</u>により、<u>被災市町村に対する支援</u>を行う。 (4) 県及び市町村は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、<u>国に要請</u>を行う。 (5) 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、<u>国及び独立行政法人水資源機構に要請</u>を行う。 (6) 県は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。 (7) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期限の目安を明示する。 (8) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成30年2月）	修正後	備考
392	第2節 生活再建支援 第5 資金の貸付け 3 生活福祉資金 (略) (1) _____低所得世帯_____であること。	第2節 生活再建支援 第5 資金の貸付け 3 生活福祉資金 (略) (1) <u>貸付条件に該当する</u> 低所得世帯, 障害者世帯, 高齢者世帯であること。	記述の適正化
398	第3節 住宅復旧支援 第4 防災集団移転促進事業の活用 3 補助制度等 (1) 国の補助 以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率_____ : 3／4 _____)	第3節 住宅復旧支援 第4 防災集団移転促進事業の活用 3 補助制度等 (1) 国の補助 以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率: <u>イ～ヘ</u> は3／4, <u>ト</u> は1／2)	記述の適正化